

(素案)

ふえふきいきいきプラン

笛吹市高齢者福祉計画
第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

笛吹市

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 日常生活圏域の設定	3
第2章 笛吹市の高齢者を取り巻く現状	4
1 統計データからみる状況	4
2 アンケート調査からみる状況	7
3 第7期計画の評価	11
第3章 笛吹市の課題	14
第4章 計画の基本方針	19
1 基本理念	19
2 基本目標	19
3 計画の体系	20
第5章 基本目標1 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり	22
1 「地域共生社会」の実現に向けた「地域包括ケア」の深化	22
2 在宅医療と介護の連携の推進	23
3 生活支援体制整備の充実	24
4 達成目標	25
第6章 基本目標2 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり	26
1 介護予防・重度化防止に向けた介護予防事業の展開	26
2 地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進	30
3 達成目標	33
第7章 基本目標3 高齢者の自立した在宅生活への支援	34
1 高齢者の在宅生活を支援する取り組み	34
2 介護者の負担軽減に向けた取り組み	37
3 安心・安全な暮らしづくり	39
4 災害・感染症への対策	41
5 達成目標	42
第8章 基本目標4 高齢者の権利と尊厳を守る取り組み	43
1 高齢者の尊厳と権利擁護	43
2 認知症施策の推進	45
3 達成目標	47

第9章 基本目標5 安心して暮らせる介護サービスの提供	48
1 介護保険サービスの充実	48
2 地域支援事業の充実	56
3 介護保険料の算出	57
4 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施	64
5 達成目標	66
第10章 計画の推進体制	67
1 関係機関との連携強化	67
2 計画の推進体制	67
3 計画の周知	67
資料編	68
1 笛吹市の現状等	68
2 介護保険制度見直しの概要	86
3 笛吹市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画 諮問、答申	89
4 笛吹市介護保険運営協議会委員名簿	91
5 計画の策定経過	92

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

笛吹市では、高齢化の進行により令和2年度時点で市民の約3割が高齢者となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、団塊世代が後期高齢者になる2025年、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年を経て、今後さらに高齢化が進む見込みで、介護、医療、生活支援、認知症対策などのニーズがますます増えていくことが予想されます。

このような社会情勢を背景に、国では、地域の多様な主体がこれまでの「支え手」と「受け手」の関係を超越して支え合う「地域共生社会」の実現と、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的・一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を進めてきました。

笛吹市においては、市内に3カ所ある地域包括支援センターが中心となり、地域の特性に応じて総合相談や認知症施策、介護予防、生活支援に関わるサービスの提供等、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるための地域包括ケアの取り組みを進めてきました。

今後、国の動向を踏まえながら、笛吹市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営を図るため、高齢者一人ひとりの自立と、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画であり、本市における高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画であり、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画です。

両計画とも、地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画としての性格を持つものであり、一体的に策定するものとします。

また、本計画の一部を、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「笛吹市介護給付適正化計画」として位置付けます。

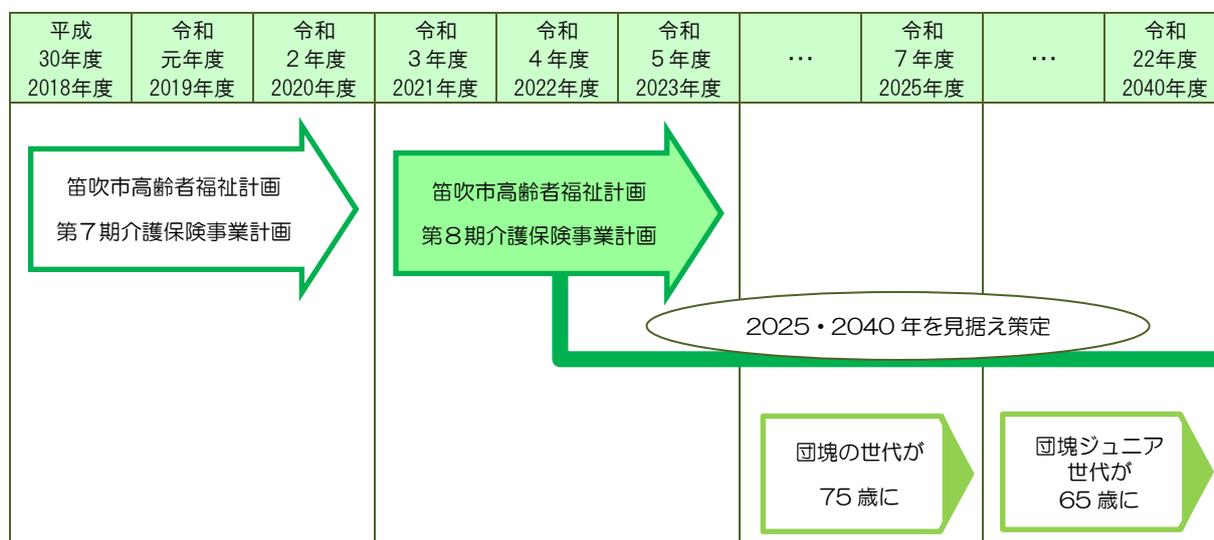
(2) 他計画との関係

本計画は、「笛吹市総合計画」を最上位計画とし、「笛吹市人口ビジョン」、「第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、「笛吹市第3次地域福祉計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための総合的な計画です。併せて、「笛吹市第4次障害者基本計画」「笛吹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」、「第2次笛吹市健康増進計画」をはじめ、高齢者福祉に関連する他の計画と調和を保ち策定します。

また、山梨県の定める「山梨県介護保険事業支援計画」「山梨県地域医療構想」、「山梨県地域保健医療計画」との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度～令和5年度の3年間とし、2025年・2040年を見据えた中長期的な視点に基づいた計画とします。



4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、高齢者の日常の生活状況や健康状態及び介護保険サービス等の利用状況や今後の利用意向を把握するとともに、高齢者の要望や意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 介護保険運営協議会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、介護や福祉関係者等で構成する「笛吹市介護保険運営協議会」を開催し、必要な事項の検討・審議を行いました。

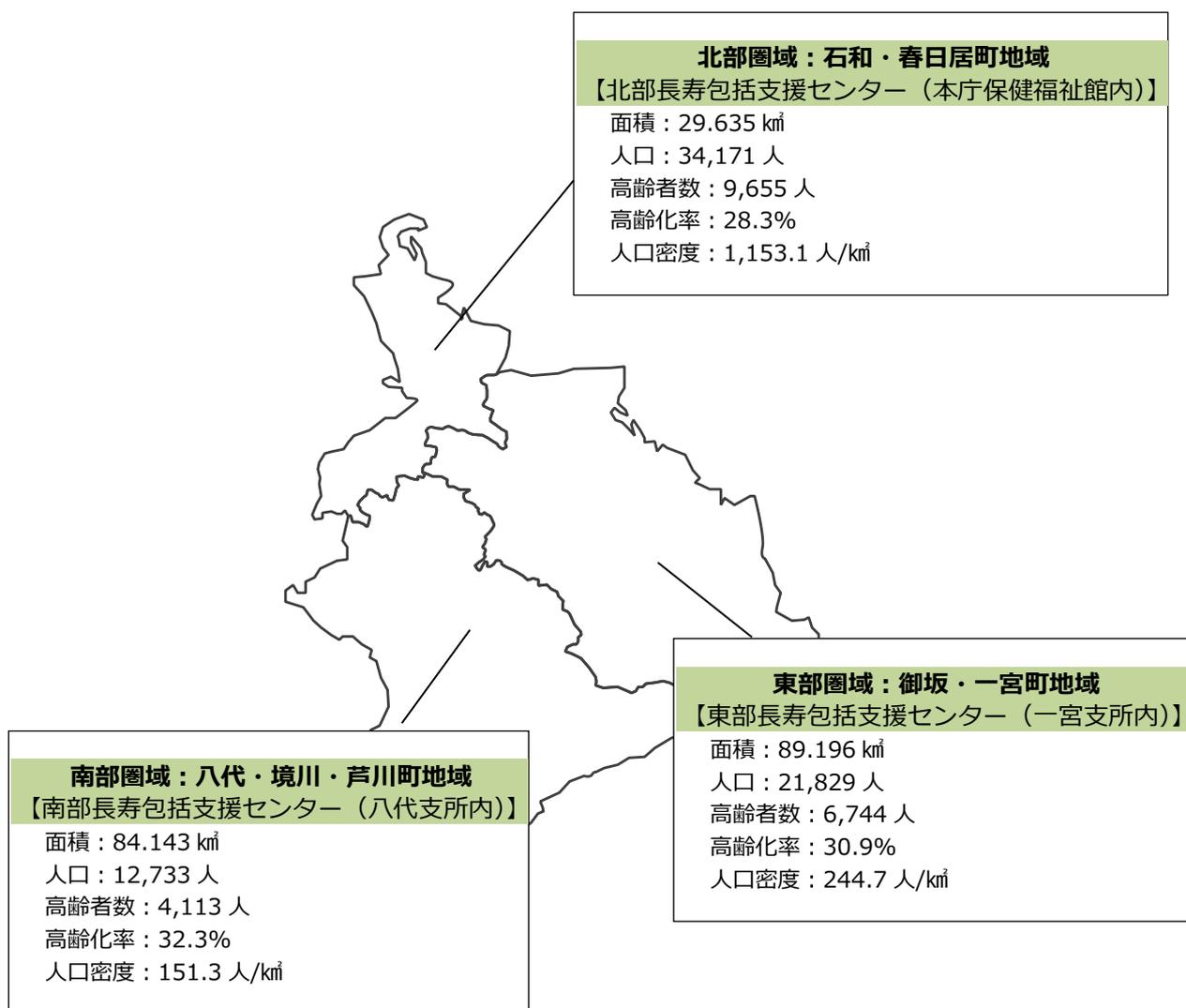
(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見等を求めることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域であり、基本的には、地域包括支援センターを中心に、交通機関等を利用して30分程度で駆けつけることのできる範囲を日常生活圏域として設定します。

第7期計画では、市内を3圏域に分けて、地域包括支援センター（長寿包括支援センター）を3カ所設置し、それぞれの圏域の特性に応じて高齢者の相談等に応じることのできる体制を構築してきました。本計画でも引き続き3圏域として設定します。



(出典) 山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表
(令和2年9月末日現在)

第2章 笛吹市の高齢者を取り巻く現状

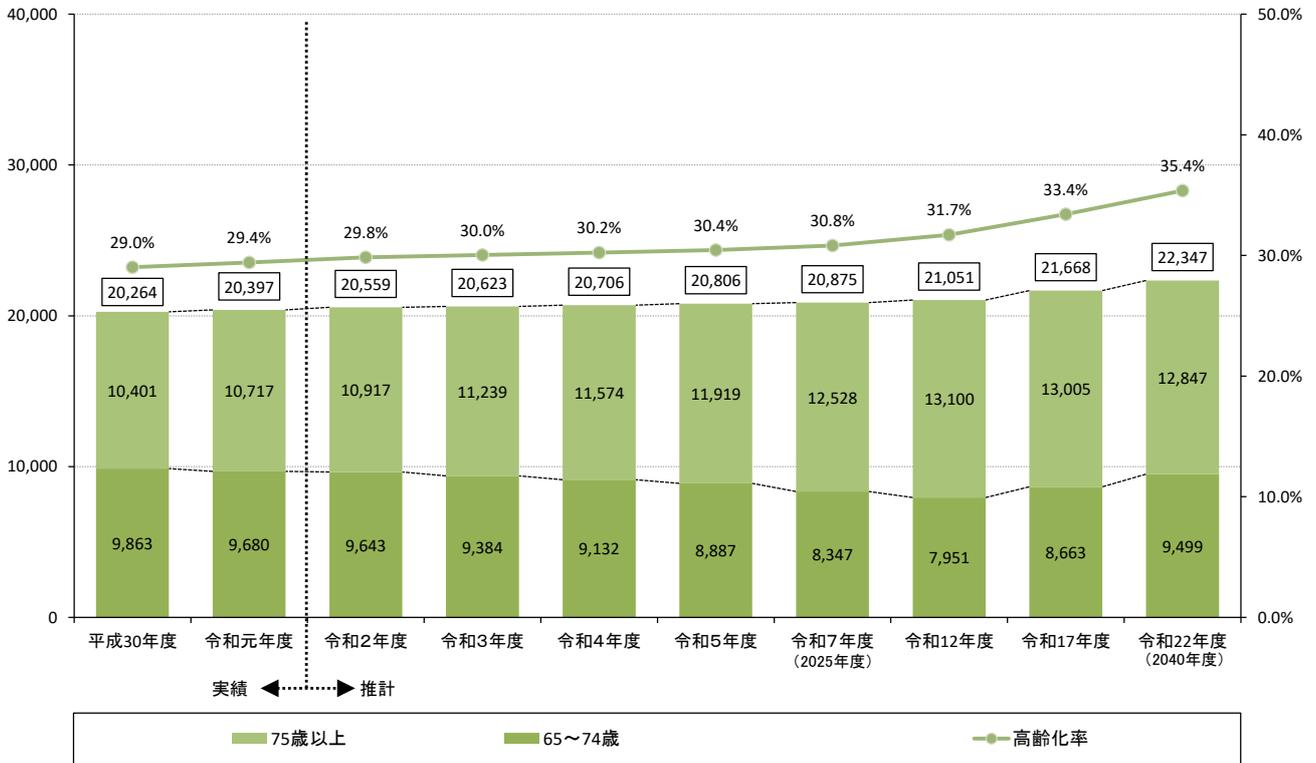
1 統計データからみる状況

(1) 人口の状況

国立社会保障・人口問題研究所による将来の推計人口を基に、本市の人口増減や出生率の現状等を考慮して、将来の高齢者人口を推計すると、65歳以上の高齢者人口は増加していくことが見込まれます。

本計画期間の最終年度である令和5年度では、65歳以上の高齢者人口が20,806人、うち75歳以上の後期高齢者は11,919人となっており、高齢化率は30.4%まで上昇することが見込まれます。

人口と高齢化率の推移



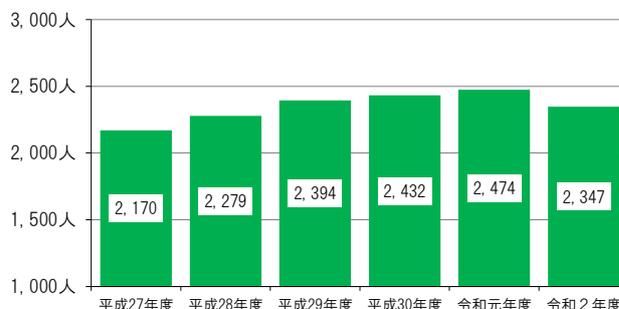
出典：平成30年度、令和元年度は住民基本台帳（各年10月1日時点）
令和2年度以降は笛吹市人口ビジョン

在宅ひとり暮らし高齢者数は、年々上昇傾向にあります。認知症高齢者数は、年々上昇傾向にありましたが、令和2年度では減少しています。

在宅ひとり暮らし高齢者数



認知症高齢者数



出典：いずれも山梨県高齢者福祉基礎調査

(2) 要介護認定者の状況

平成30年度と令和元年度の年齢層別・介護度別の認定率の変化率を用いて本市の要支援・要介護認定者数を推計すると、要支援・要介護認定者数は、増加傾向となっており、本計画期間の最終年度である令和5年度では、要支援・要介護認定者が3,450人と見込まれています。

認定者数の推移

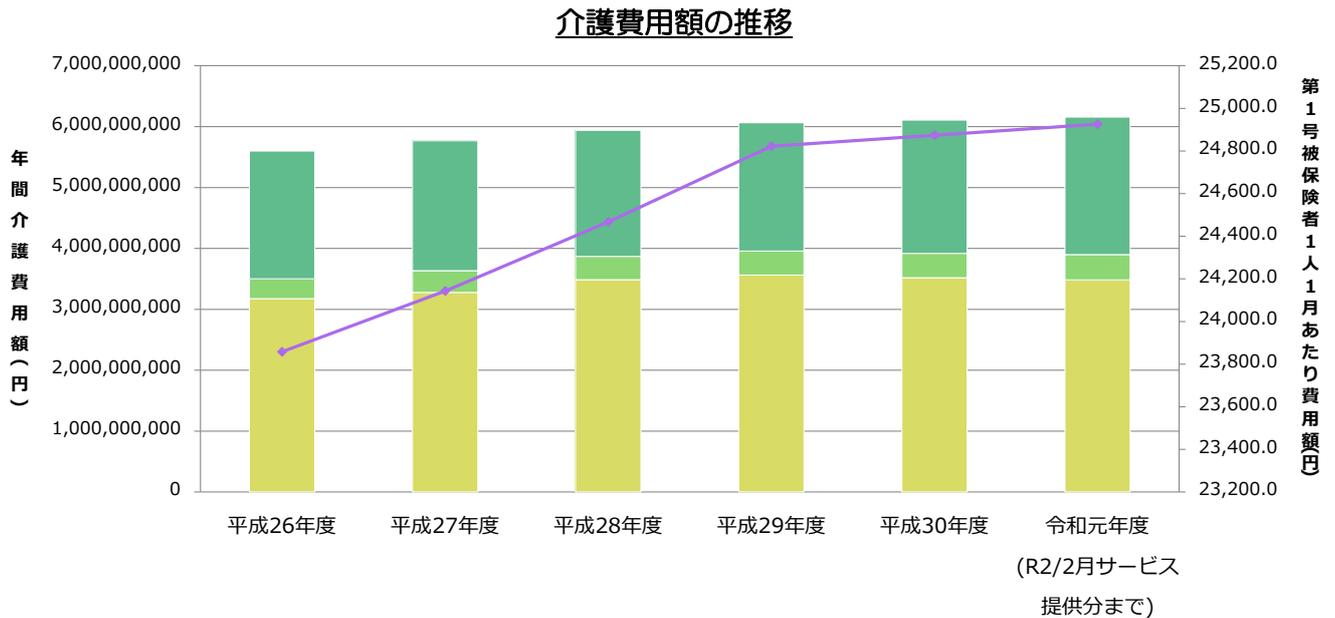


出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

(3) 介護費用額の推移

介護費用額は増加傾向にあり、令和元年度は 6,156,450,998 円となっています。介護費用額の5割台半ばを在宅サービスが占め、次いで施設サービスが3割台半ば、居住系サービスは1割を割っています。

介護費用額を第1号被保険者数で割った第1号被保険者1人1か月当たりの費用額は、令和元年度は 24,925 円と、これまでで最も高い金額であり、全国及び山梨県を上回っています。



(出典) 【費用額】平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和2年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補給給付は費用額に含まれていない）
 【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (R2/2月サービス提供分まで)
費用額 (円)	5,598,476,349	5,768,368,564	5,939,333,783	6,063,131,109	6,107,994,383	6,156,450,998
費用額（在宅サービス） (円)	3,175,194,278	3,276,749,631	3,487,630,235	3,560,910,971	3,518,829,484	3,483,135,733
費用額（居住系サービス） (円)	326,827,792	357,146,558	380,994,893	395,435,407	400,638,587	415,782,618
費用額（施設サービス） (円)	2,096,454,279	2,134,472,375	2,070,708,655	2,106,784,731	2,188,526,312	2,257,532,647
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (円)	23,857.9	24,143.5	24,467.0	24,822.5	24,873.5	24,925.7
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (山梨県) (円)	23,360.6	23,406.3	23,376.1	23,760.8	24,069.3	24,472.6
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (全国) (円)	22,878.0	22,926.6	22,966.8	23,238.3	23,498.7	24,138.0

出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

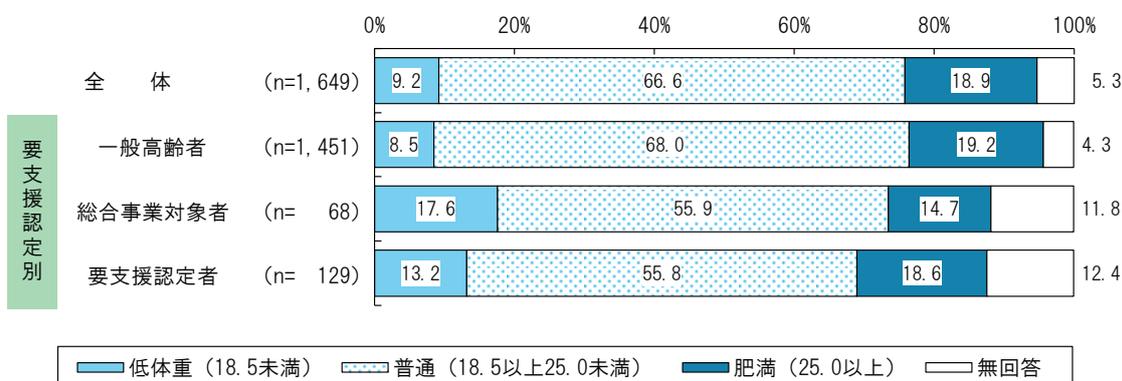
2 アンケート調査からみる状況

(1) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査

◆ 高齢者の身体に関する状況

【BMI※の判定状況】

BMIの判定の状況は、笛吹市全体では、「普通（18.5以上25.0未満）」が66.6%で最も高く、次いで「肥満（25.0以上）」18.9%、「低体重（18.5未満）」9.2%となっています。調査対象者別でも、「普通」が半数を超えています。

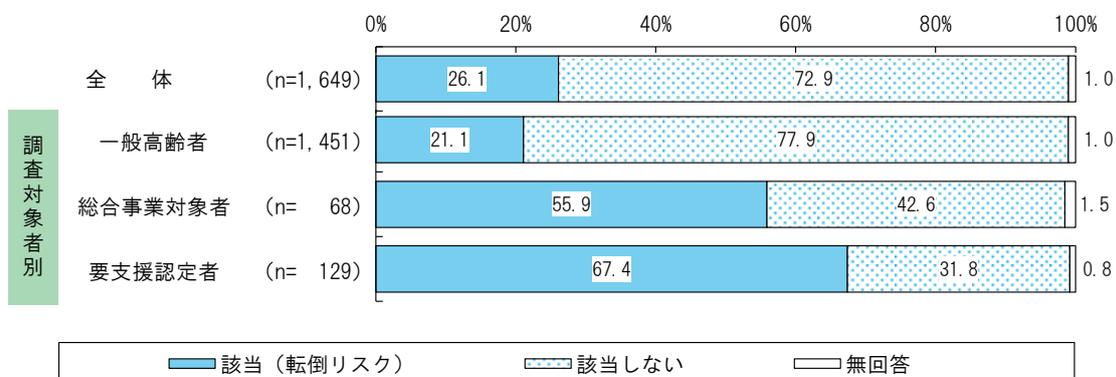


注 一般高齢者：65歳以上の高齢者、総合事業対象者：介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（以下全て）

【転倒リスク該当者の状況】

転倒リスク該当者の割合は、笛吹市全体では26.1%となっています。

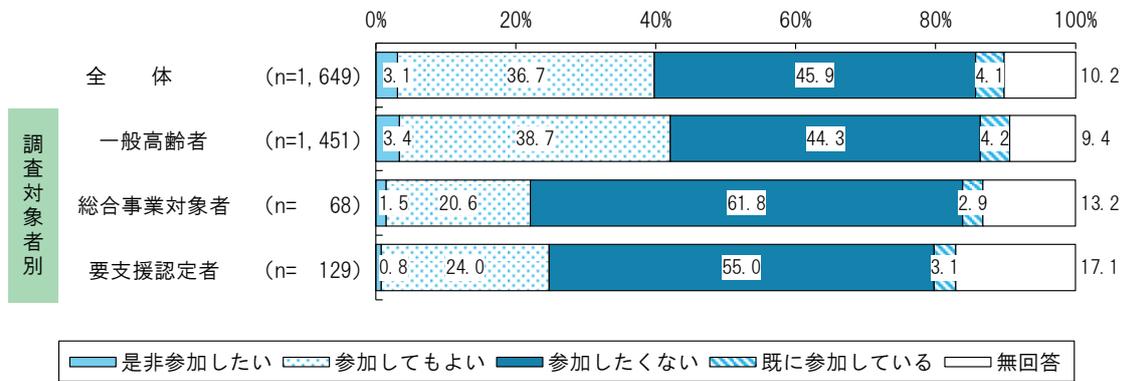
調査対象者別にみると、総合事業対象者では5割台半ば、要支援認定者では7割弱を占めています。



※BMIとは、体重と身長から算出される肥満度を表す体格指数のこと。

◆ 地域づくり活動への参加意向

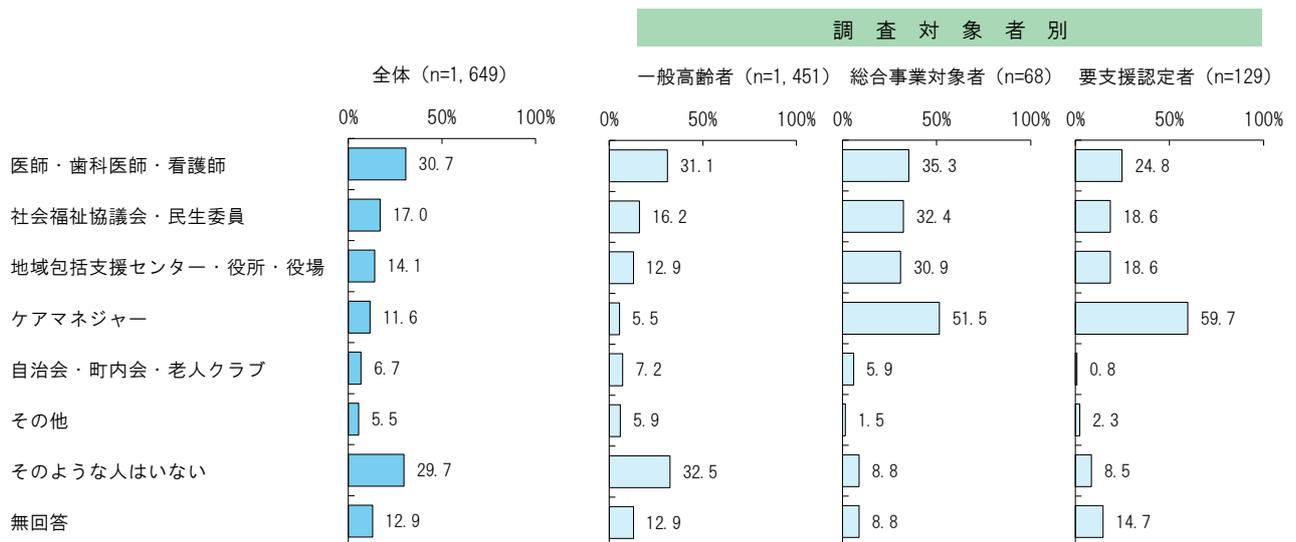
地域づくり活動に企画・運営（お世話役）として参加意向のある高齢者の割合は、笛吹市全体では、「参加したくない」が45.9%と最も高く、次いで「参加してもよい」36.7%、「既に参加している」4.1%などとなっています。



◆ 家族や友人・知人以外の相談相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、笛吹市全体では「医師・歯科医師・看護師」、「社会福祉協議会・民生委員」、「地域包括支援センター・役所・役場」の順に高くなっています。一方、「そのような人はいない」と回答した人も、約3割となっています。

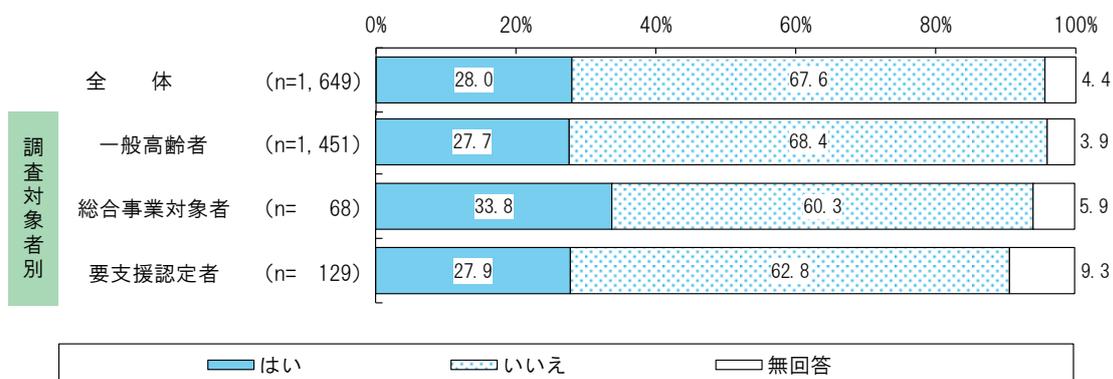
調査対象者別でみると、総合事業対象者、要支援認定者ともに「ケアマネジャー」が5割を超えて最も高くなっています。



◆ 認知症に関する相談窓口の認知状況

認知症に関する相談窓口について、「はい（知っている）」と回答した人は、笛吹市全体では28.0%となっています。

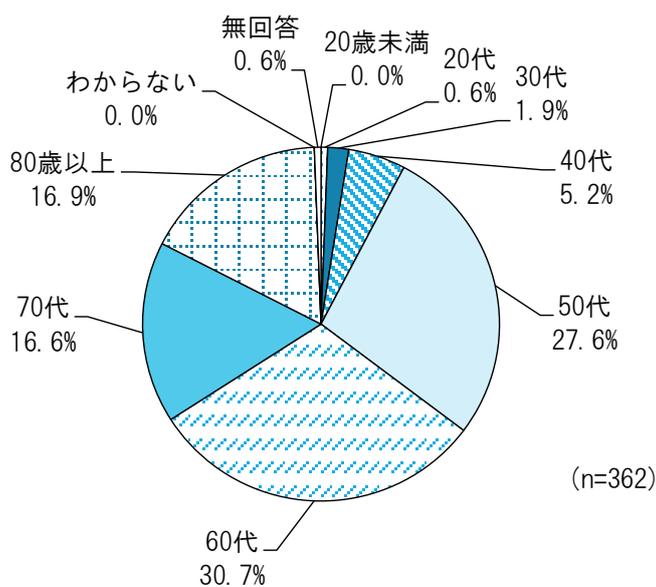
調査対象者別にみると、総合事業対象者では3割を超える人が知っていると回答しています。



(2) 在宅介護実態調査

◆ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60代」が30.7%と最も高く、次いで「50代」27.6%、「80歳以上」16.9%などとなっています。



◆ 現在抱えている傷病

現在抱えている傷病は、笛吹市全体では、「認知症」が34.9%と最も高く、次いで「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」26.8%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」20.1%などとなっています。

		上段：件、下段：%																	
		調査数	認知症	眼科・耳鼻科疾患を伴うもの	筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）	糖尿病	心疾患（心臓病）	脳血管疾患（脳卒中）	変形性関節疾患	呼吸器疾患	悪性新生物（がん）	膠原病（関節リウマチ含む）	パーキンソン病	腎疾患（透析）	難病（パーキンソン病を除く）	その他	なし	わからない	無回答
全体		467	163	125	94	86	83	74	71	46	21	21	16	14	13	76	18	5	23
		100.0	34.9	26.8	20.1	18.4	17.8	15.8	15.2	9.9	4.5	4.5	3.4	3.0	2.8	16.3	3.9	1.1	4.9
要介護認定別	要介護1・2	277	91	77	55	53	47	34	45	28	14	14	8	9	9	47	11	2	10
		100.0	32.9	27.8	19.9	19.1	17.0	12.3	16.2	10.1	5.1	5.1	2.9	3.2	3.2	17.0	4.0	0.7	3.6
	要介護3～5	189	71	48	39	33	36	40	26	18	7	7	8	5	4	29	7	3	13
		100.0	37.6	25.4	20.6	17.5	19.0	21.2	13.8	9.5	3.7	3.7	4.2	2.6	2.1	15.3	3.7	1.6	6.9

◆ 主な介護者が不安に感じる介護等

主な介護者が不安に感じる介護等は、笛吹市全体では、「認知症状への対応」が30.9%と最も高く、次いで「夜間の排泄」24.6%、「外出の付き添い、送迎等」21.8%などとなっています。

		上段：件、下段：%																					
		調査数	認知症状への対応	夜間の排泄	外出の付き添い、送迎等	食事の準備（調理等）	入浴・洗身	日中の排泄	屋内の移乗・移動	諸手続き	金銭管理や生活面に必要な	洗濯（買物等）	その他の家事（掃除、洗濯）	服薬	医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）	食事の介助（食べる時）	衣服の着脱	身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	その他	特になし	不安に感じていることは、と、わからない	主な介護者に確認しない	無回答
全体		362	112	89	79	76	56	54	49	45	42	40	23	22	19	15	15	31	1	22			
		100.0	30.9	24.6	21.8	21.0	15.5	14.9	13.5	12.4	11.6	11.0	6.4	6.1	5.2	4.1	4.1	8.6	0.3	6.1			
要介護認定別	要介護1・2	213	68	50	43	53	39	30	23	24	29	26	13	10	7	9	10	19	1	7			
		100.0	31.9	23.5	20.2	24.9	18.3	14.1	10.8	11.3	13.6	12.2	6.1	4.7	3.3	4.2	4.7	8.9	0.5	3.3			
	要介護3～5	148	44	38	36	23	17	24	26	21	13	14	10	11	12	5	5	12	-	15			
		100.0	29.7	25.7	24.3	15.5	11.5	16.2	17.6	14.2	8.8	9.5	6.8	7.4	8.1	3.4	3.4	8.1	-	10.1			

3 第7期計画の評価

本市では第7期計画において、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちを目指し、5つの基本目標について取り組んできました。設定した指標の達成状況や成果、課題は以下の通りです。

基本目標1 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
長寿包括支援センター設置数	目標値	3カ所	3カ所	3カ所
	実績値	3カ所	3カ所	3カ所
長寿包括支援センターにおける専門3職種の配置人数	目標値	13人	13人	13人
	実績値	14人	14人	14人
地域包括支援センター運営協議会の実施回数	目標値	2回	2回	3回
	実績値	3回	2回	2回
地域ケア会議における個別事例の検討数	目標値	24件	36件	48件
	実績値	33件	37件	36件
在宅医療介護連携推進協議会の開催回数	目標値	2回	2回	2回
	実績値	1回	1回	1回
在宅医療・介護サポートセンターの設置状況	目標値	設置	—	—
	実績値	設置	—	—
生活支援体制整備協議体の取り組み内容	目標値	各町単位の協議体を設置	各町の地域資源の発掘	新たなサービスの開発
	実績値	各町単位の協議体を設置	各町の地域資源の発掘	新規の支援団体1団体

【主な成果と課題】

長寿包括支援センターを3カ所に設置し、センターを中心に包括的支援体制づくりに取り組んできました。特に地域ケア会議は、年々事例検討数を増やし、個別の課題を抽出して地域での支援につなげています。また、生活支援体制整備事業では、第1層（市全体）と第2層（各町）の生活支援コーディネーターと協議体が、地域の課題やニーズを把握し、支え合いの地域づくりに向けて普及啓発の活動をしてきました。このような活動をきっかけに、通いの場も増え、生活を支援する団体も新たに立ち上がるなど、地域の支え合いの活動が動きだしています。今後は、より一層、この支え合いの活動の参画者を増やすとともに、課題を解決する具体的な支援体制を生み出していかなければなりません。

基本目標2 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護状態が維持・改善した認定者の割合	目標値	33.5%	34.0%	34.5%
	実績値	30.9%	39.4%	35.0%
介護予防を行う通いの場への参加者数	目標値	2,550人	2,600人	2,650人
	実績値	2,621人	2,733人	1,500人
フレイルサポーター数	目標値	30人	40人	50人
	実績値	20人	40人	40人
住民主体の通いの場（地区サロン等）の設置数	目標値	実態把握	新規7カ所	新規10カ所
	実績値	85カ所	18カ所	8カ所

【主な成果と課題】

高齢者のフレイル（虚弱）予防を推進するために、フレイルトレーナー（含サブトレーナー）とフレイルサポーターを養成し、フレイルチェックを全域で実施してきました。また、介護予防活動への参加者を増やしていくために、百歳体操や通いの場等への補助金制度を普及啓発し、シルバー体操指導員の活動を支援するなど、地域での住民主体の介護予防活動を拡大してきました。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、これまでの活動を継続することが困難な状況になりましたが、感染予防の対策を講じながらも効果的な介護予防活動を推進していくことが必要です。

基本目標3 高齢者の自立した在宅生活への支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービスB・Dに取り組む団体数	目標値	2団体	5団体	7団体
	実績値	0団体	0団体	0団体
在宅高齢者外出支援サービス利用者数	目標値	380人	460人	470人
	実績値	314人	365人	385人
みまもりあいアプリの登録者数	目標値	800人	1,000人	1,200人
	実績値	2,221人	2,437人	2,500人
家族介護教室開催回数	目標値	3回	4回	5回
	実績値	3回	4回	4回
寝室の火災警報器の設置率	目標値	—	—	65.0%
	実績値	—	—	64.7%
公共交通の利用者数	目標値	—	—	33,000人
	実績値	—	—	22,000人

【主な成果と課題】

高齢者の在宅生活を継続させるために、総合事業のサービスを含め、地域における見守り等、多くの事業を実施してきました。一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し続ける中で、多種多様化しているニーズに今後も対応していくために、特に高齢者の外出支援については、庁内連携を図るとともに、地域や様々な団体、企業等との連携を進めなければなりません。

基本目標4 高齢者の権利と尊厳を守る取り組み

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者の権利擁護に関する研修会の開催回数	目標値	3回	3回	3回
	実績値	3回	3回	3回
認知症サポーター養成数	目標値	700人	720人	740人
	実績値	508人	596人	250人
認知症カフェ設置数	目標値	2カ所	2カ所	3カ所
	実績値	3カ所	3カ所	3カ所

【主な成果と課題】

幅広く認知症や権利擁護に関する講座等を実施してきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、開催を見合わせた時期もありますが、情勢を見ながら地域での見守りやネットワークづくりが必要です。

基本目標5 安心して暮らせる介護サービスの提供

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
看護小規模多機能型居宅介護事業所の新規設置数	目標値	—	1カ所	—
	実績値	—	1カ所	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）の新規設置数	目標値	—	1カ所	—
	実績値	—	0カ所	1カ所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の新規設置数	目標値	—	1カ所	—
	実績値	—	0カ所	1カ所
介護保険料収納率	目標値	95.0%	95.5%	96.0%
	実績値	95.9%	95.8%	95.8%
認定調査員対象の研修実施回数	目標値	1回	1回	1回
	実績値	1回	1回	1回
ケアプランの点検件数	目標値	24件	36件	36件
	実績値	8件	12件	12件
住宅改修申請の現地確認実施件数	目標値	12件	12件	12件
	実績値	1件	4件	2件
介護給付費通知実施回数	目標値	3回	3回	3回
	実績値	3回	3回	3回
介護サービス事業者への実地指導回数	目標値	40回	43回	45回
	実績値	34回	24回	24回

【主な成果と課題】

施設の設置については年度単位での遅れは発生しましたが、第7期の目標は達成できました。特別養護老人ホームへの入所待機者は令和2年度において約400名おり、介護離職対策として引き続き第8期においても計画的に施設の整備を行う必要があります。

新型コロナウイルス感染症により、介護サービス事業者への実地指導が予定通り行うことができませんでした。今後しばらくは同様の状況が予想されるため、指導を行う方法について検討を行っていく必要があります。

第3章 笛吹市の課題

<視点1> 地域の特徴を踏まえた包括的支援体制づくり

現状と課題

第7期計画では、笛吹市としての地域包括ケアシステムの深化を目指して、日常生活圏域の見直しを行い、3カ所に設置した地域包括支援センターの機能強化や在宅医療と介護の連携の推進、生活支援体制整備事業の推進をしてきました。取り組みの中での主な課題としては、地域課題を地域の中で共有し、その解決に向けた取り組みを地域で探り、具体的に活動していく流れを構築していくことです。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、家族や友人以外の相談相手として地域包括支援センターを上げた人は1割超であり、一層周知をしていくことで包括的な支援体制を進めます。また、地域づくり活動に企画・運営の立場で参加してみたいという回答が約4割あり、地域課題の解決に向けて主体的に携わってもらえる人材の発掘にも取り組んでいくことが重要です。

今後の方向性

1 「地域共生社会」の実現に向けた「地域包括ケア」の深化

- 地域ケア会議の充実・機能強化を図り、推進していく
- 地域課題に沿った地域包括ケア体制を推進していく
- 移動・外出支援の在り方を検討する

2 在宅医療と介護の連携の推進

- 在宅医療介護サポートセンターの継続設置により、医療・介護従事者への相談支援などの充実を図り、高齢者が安心して在宅で生活できる環境を推進・充実させる
- 切れ目のない医療と介護の連携体制について、密接な連携による支援体制を推進していく

3 生活支援体制整備の充実

- 共有された地域課題を地域づくり解決するために具体的な活動に結び付けていく
- 生活支援コーディネーターと支え合う地域づくり会議（協議体）を中心に、支え合いの大切さを多くの市民に周知し、活動を市全体に広げていく

＜視点2＞ 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

現状と課題

第7期計画では、高齢者がいつまでも自立した生活を送れるように、高齢者の介護予防や重度化防止に向けた取り組みを介護予防・日常生活支援総合事業を中心に実施してきました。訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業など、介護予防の実践につなげる取り組みとフレイル予防などの介護予防に関する普及啓発をしてきました。また、身近な地域での住民の主体的な活動が活発になることは、高齢者の社会参加の機会を増やし、心身の健康と介護予防につながるため、高齢者の地域での活動を積極的に支援してきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、低体重（BMI18.5未満）は約1割、転倒リスクのある高齢者は2割強となっており、低栄養状態をはじめとした健康上の問題が起こるリスクや、転倒などがきっかけとなり介護が必要になるリスクを低減していくためにも、今後も介護予防と健康づくりを一体のものとして取り組んでいく必要があります。

今後は、より一層、専門職の担い手が不足し、サービスの受け皿に限りがあることから、多種多様なニーズに対応するための住民主体のサービスや活動をより具体的に進め、総合事業の基盤を充実させていくことが必要となっています。

今後の方向性

1 重度化防止に向けた介護予防事業の展開

- 医療・介護等のデータを分析し、地域の課題を把握する
- 地域の医療関係団体等と連携し、心身の機能低下を防ぐための効果的な予防事業を展開する
- 若い世代からの健康づくりを推進する

2 地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進

- 個々のニーズに応じた高齢者の社会参加を促進するため、高齢者がいきいきと活躍できる「場づくり」や「活動」の支援を行う
- 身近な場所で、地域の人と交流をしながら、楽しく継続できるような住民主体の介護予防活動を促進する

＜視点3＞ 高齢者の自立した在宅生活への支援

現状と課題

第7期計画では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている現状を踏まえ、さまざまな高齢者の在宅生活を支援するとともに、在宅での介護をする家族に対する支援や高齢者が安全・安心に暮らすための環境づくりにも取り組んできました。

在宅介護実態調査では、主な介護者の年齢は50代、60代が中心となっていることがわかります。また、家族が行っている介護は家事が約8割、送迎が約7割とサービスで支援することができるものも多く、在宅生活継続のためにサービス利用の促進をしていくことも重要です。

近年の災害や感染症の発生を踏まえ、高齢者の災害時の避難支援体制の整備や介護事業所における対策の確認や対策への支援をしていくことも必要です。

今後の方向性

1 高齢者の在宅生活を支援する取り組み

- 在宅生活の継続に必要なサービスを充実する

2 介護者の負担軽減に向けた取り組み

- 介護者の介護負担軽減に向けたニーズに合った支援をする

3 安全・安心な暮らしづくり

- 安全・安心して暮らせる環境を整備する
- 災害時の避難支援体制を整備する
- 介護現場（施設や事業所）における対策を支援する

＜視点4＞ 高齢者の権利と尊厳を守る取り組み

現状と課題

第7期計画では、高齢者の権利と尊厳を守る取り組みとして、権利擁護事業や高齢者虐待防止事業、成年後見制度利用支援事業などを実施してきました。また、認知症施策として認知症サポーター養成や認知症カフェの設置などに取り組みました。一人暮らし高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあるため、今後も継続して取り組んでいくことが重要です。

高齢者虐待については、家族などの養護者の介護負担や経済苦、家族関係の悪化など様々な要因から発生している現状があり、また、消費者被害については、認知症などによる判断能力の低下や一人暮らしなどで相談先や相談相手が不明・不在な環境が要因で発生しています。

早期に気づくことのできる地域づくり、高齢者の権利擁護に向けた取り組み、発見後の迅速な対応が必要となります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、家族や友人以外の相談相手がないと回答した高齢者が約3割となっています。また、認知症に関する相談窓口を知っている高齢者は約3割となっています。在宅介護実態調査では、要介護認定者の抱えている傷病の中では認知症が最も多く、介護をしている家族が不安に感じることも認知症状への対応が最も多くなっています。そのため、高齢者や認知症の人、その介護者が孤立しないように、地域で見守り、支える体制づくり（ネットワーク）が必要となります。

今後の方向性

1 高齢者の尊厳と権利擁護

- 様々な方法で高齢者の人権や財産を擁護するとともに、引き続き権利擁護のための取り組みや制度の周知をする

2 認知症施策の推進

- 認知症の予防・重度化防止に継続して取り組む
- 認知症高齢者を介護する家族を支援する
- 地域で認知症になった人を支える・見守る体制をつくる

＜視点5＞ 安心して暮らせる介護サービスの提供

現状と課題

要介護認定者の増加に伴う介護ニーズに対応するため、第7期計画期間中にも介護サービス提供基盤の充実に努めてきました。一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加への対応として看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護を整備しています。

介護給付費は増加傾向にあることから、持続可能な介護保険制度の維持のためにも、介護給付適正化5事業の実施を中心に利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図ります。

今後の方向性

1 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施

- 介護保険サービスが適正に利用されるよう指導等を継続するとともに、サービスの適正な提供に取り組む

第4章 計画の基本方針

1 基本理念

本計画における目指す姿と、基本理念を以下のように設定します。

◇ 目指す姿 ◇

高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち

◇ 基本理念 ◇

高齢者が **いきいきと活躍する** まち

高齢者が **安心して暮らせる** まち

高齢者が **地域で支えあう** まち

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を設定し、計画を推進します。

- | 基本目標 1 | 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり
- | 基本目標 2 | 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり
- | 基本目標 3 | 高齢者の自立した在宅生活への支援
- | 基本目標 4 | 高齢者の権利と尊厳を守る取り組み
- | 基本目標 5 | 安心して暮らせる介護サービスの提供

3 計画の体系

目指す姿	基本理念	基本目標	施策の方向
<p>高齢者がいしまでも自分らしく暮らし続けるまち</p>	<p>高齢者がいきいきと活躍するまち・高齢者が安心して暮らせるまち・高齢者が地域で支えあうまち</p>	<p>1 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり</p>	<p>1 「地域共生社会」の実現に向けた「地域包括ケア」の深化 2 在宅医療と介護の連携の推進 3 生活支援体制整備の充実</p>
		<p>2 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり</p>	<p>1 重度化防止に向けた介護予防事業の展開 2 地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進</p>
		<p>3 高齢者の自立した在宅生活への支援</p>	<p>1 高齢者の在宅生活を支援する取り組み 2 介護者の負担軽減に向けた取り組み 3 安心・安全な暮らしづくり 4 災害・感染症への対策</p>
		<p>4 高齢者の権利と尊厳を守る取り組み</p>	<p>1 高齢者の尊厳と権利擁護 2 認知症施策の推進</p>
		<p>5 安心して暮らせる介護サービスの提供</p>	<p>1 介護保険サービスの充実 2 地域支援事業の充実 3 介護保険料の算出 4 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施</p>

具体的施策・事業

○地域包括支援センターの機能強化 ○総合相談・権利擁護事業 ○包括的継続的ケアマネジメント事業
○在宅医療・介護連携推進事業
○生活支援体制整備事業
○介護予防ケアマネジメント ○訪問型サービス（予防） ○通所型サービス（予防） ○一般介護予防事業 ○介護予防講演会 ○特定健康診査・健康診査 ○健診結果を活用した健康指導 ○各種がん検診の実施 ○データ利活用の促進 ○高齢者の疾病予防・重症化予防 ○各健康教室（栄養・運動・生活習慣病等） ○食生活に関する指導・食育の推進 ○フレイル予防の推進 ○いきいき百歳体操 ○ウォーキングの推進 ○やってみるじゃん
○通いの場 ○市民講座 ○いきいきサポーター事業 ○高齢者社会活動推進事業 ○シルバー体操指導員支援事業 ○フレイル予防事業 ○シルバー人材センターの活用 ○農業塾援農支援センター補助事業 ○就労による生きがい支援
○訪問型サービス（予防）（再掲） ○通所型サービス（予防）（再掲） ○生活支援体制整備事業（再掲） ○在宅高齢者外出支援サービス ○在宅生活支援事業 ○養護老人ホーム等短期宿泊事業 ○シルバーワンコインサービス ○一人暮らし高齢者見守り事業 ○配食サービス事業 ○高齢者緊急通報システム （ふれあいペンダント）事業 ○救急医療情報キット配付事業 ○見守りステッカー利用支援事業 ○みまもりあいアプリプロジェクト事業 ○安心安全見守り連絡協議会 ○避難行動要支援者台帳整備事業
○家族介護教室 ○介護慰労金支給事業 ○在宅寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業 ○介護マーク配布事業 ○介護離職の防止に向けた取り組み
○ユニバーサルデザインの推進 ○市営住宅の改善及び修繕 ○サービス付き高齢者住宅、有料・軽費老人ホームの適 正配置の検討 ○交通安全対策事業 ○運転免許証自主返納支援事業 ○住宅の耐震診断、耐震化の普及 ○住宅用火災警報器の設置と維持管理の促進 ○公共交通の整備
○避難行動要支援者台帳整備事業（再掲） ○災害に対する備えの確認 ○感染症に対する備えの確認
○権利擁護事業 ○高齢者虐待防止事業 ○市民後見人養成事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○敬老祝金支給事業 ○行政区敬老事業助成事業 ○老人保護措置事業
○認知症サポーター養成講座 ○キャラバンメイト活動支援 ○認知症高齢者対策事業 ○見守りステッカー利用支 援事業（再掲） ○みまもりあいアプリプロジェクト事業（再掲） ○一人暮らし高齢者見守り事業（再掲） ○安心 安全見守り連絡協議会（再掲） ○認知症について理解を深める啓発 ○認知症初期集中支援事業 ○認知症地域支 援・ケア向上事業 ○認知症カフェ事業 ○一般介護予防教室事業（認知症予防） ○家族介護教室（再掲） ○介護 マーク配布事業（再掲）
○居宅（介護予防）サービス ○施設サービス ○地域密着型（介護予防）サービス
○介護予防・日常生活支援総合事業 ○包括的支援事業 ○任意事業
○給付費の見込み ○第8期介護保険料 ○低所得者への配慮
○給付費適正化事業 ○介護相談員派遣事業 ○要介護認定調査事業 ○介護認定審査会事業 ○介護保険制度の周知 ○介護人材確保に向けた取り組み

第5章 基本目標1 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり

1 「地域共生社会」の実現に向けた「地域包括ケア」の深化

基本方針

複雑・多様化した課題、ニーズに対応するため、地域の全ての人が協働する「地域共生社会」の実現を目指し、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケア」を深化させていきます。

具体的施策の展開

① 地域包括支援センターの機能強化

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 北部（石和・春日居）、東部（御坂・一宮）、南部（八代・境川・芦川）の日常生活圏域ごとに設置した長寿包括支援センターが、身近な地域の医療機関と介護・福祉事業者及び民生委員等と連携を深め、高齢者を支援していきます。
- 日常生活圏域ごとの個別地域ケア会議を継続し、より身近な地域での地域課題の把握や課題解決に取り組みます。
- 日常生活圏域の長寿包括支援センターの専門職と生活支援コーディネーターが連携し、地域の課題を捉え、地域力を生かし体制づくりをすすめます。
- 長寿包括支援センターの役割や名称を、更に周知していきます。
- 各日常生活圏域の長寿包括支援センターの業務改善・評価を実施することにより、センターの機能の強化に努めます。
- 業務に応じ、必要な専門職の配置をしていきます。

② 総合相談・権利擁護事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 地域包括支援センターが、高齢者やその家族から様々な相談を受けて、必要な支援やサービスにつなげていきます。また、地区民生委員児童委員協議会や地域会議、事業者連絡会等へ参加し、相談しやすい体制づくりを進めます。
- 安心して生活を行うことができるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。
- 引き続き、身近な窓口としての効果的な機能を果たせるよう関係機関との連携を進めます。
- 市内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議へ参加し連携強化を進めます。
- 高齢者の権利擁護のための啓発活動及び支援を継続します。

③ 包括的継続的ケアマネジメント事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 個々の高齢者の状況や変化に応じて継続的にケアマネジメントを行うため、介護支援専門員の後方支援を行います。
- 市内主任介護支援専門員連絡会と連携し介護支援専門員への支援を行います。

2 在宅医療と介護の連携の推進

基本方針

多職種連携強化や、家族及び関係者への情報共有を通して、本人や家族の思いに寄り添う在宅医療介護を目指し関係者が共有しつつ、適切な在宅医療・介護が提供される体制づくりを進めていくことで、在宅医療と介護の連携を推進します。

具体的施策の展開

① 在宅医療・介護連携推進事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 医療及び介護関係者による在宅医療介護連携推進協議会を開催し、笛吹市の在宅医療の現状と課題及び解決策について継続的に協議し、医療と介護の密接な連携による支援体制を推進します。
- 笛吹市在宅医療・介護サポートセンターにおいて、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応など、在宅医療に関する相談に対応していきます。
- 入退院時の医療と介護の連携をスムーズにおこなうために、伝達・共有できるかの仕組みづくりを推進します。
- 市民一人ひとりが、自らの意思で生き方や最期の迎え方を選択する重要性を理解し考える機会をつくります。
- 峡東地域での在宅医療介護連携について、情報共有を行い、共通の課題に取り組む体制を整備します。

3 生活支援体制整備の充実

基本方針

「支え合う地域づくり会議」（協議体）が生活支援コーディネーターと共に、地域の中のさまざまな団体や法人等と連携しネットワークを構築します。また、地域ごとの高齢者の課題を解決できるような資源を発掘したり、サービスを創出したりします。

具体的施策の展開

① 生活支援体制整備事業

担当：長寿介護課 介護支援担当・地域包括担当

- 協議体は、支え合いの地域づくりの必要性を広く周知し、地域ごとのニーズに応じた担い手を増やします。
- 生活支援コーディネーターは、地域や地域ケア会議等の中から、高齢者の課題を把握し、協議体と情報を共有するとともに、課題を解決するための資源（取り組み等）とニーズとのマッチングをします。また、地域の中の住民や団体、法人等と連携し、資源（取り組み等）を開発します。

生活支援体制整備事業とは・・・

少子高齢化社会の進行などにより、介護が必要な人が増えたり、サービス供給の担い手不足といった問題が生じてきます。生活支援体制整備事業は、このような問題を解決するために、民間企業やボランティア、地域住民をなどの多様な主体が連携しながら、地域における支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者等の社会参加および生活支援・介護予防の充実を目指すものです。

その中心を担う役割として、「協議体」と「生活支援コーディネーター」があり、現在笛吹市では、**第1層（市全体）**と**第2層（各町単位）**があります。

協議体とは・・・

地域住民等がメンバーになり、今行っている活動（サロンなどの居場所、ご近所の助け合いなど）や安心して暮らしていくために足りない活動を確認し、自分たちが無理なくできることをみんなで「ワイワイガヤガヤ」話し合い、活動するチームです。笛吹市では、協議体を「支え合う地域づくり会議」として活動しています。

生活支援コーディネーターとは・・・

協議体と協力しながら、自分たちの住む町をよりよくしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役です。



4 達成目標

基本目標1「地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり」では次の目標を設定し、施策を推進します。

	現状	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長寿包括支援センターにおける専門3職種の配置人数	14人	14人	14人	14人
	《目標設定理由》 地域包括ケアを推進するために必要となる、専門3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置人数の目標とします。			
家族や友人以外の相談先が地域包括支援センターである割合	14.1%	—	—	17.0%
	《目標設定理由》 独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているため、長寿包括支援センターを周知し、相談できる人の割合を増やすことを目標とします。			
地域ケア会議における個別事例の検討数	36件	36件	42件	48件
	《目標設定理由》 個別ケースの支援内容を検討することで、地域課題の把握や課題解決に取り組むことが期待できることから、検討数を目標とします。			
人生会議やエンディングノート（看取り）の学習会の開催回数	2回	8回	12回	16回
	《目標設定理由》 エンディングノート等を配布しながら、一人ひとりが、人生の最期の迎え方を学習する機会を増やしていくことを目標とします。			
地域づくり活動への企画・運営としての参加者の割合	4.1%	—	—	5.1%
	《目標設定理由》 支え合う地域づくり会議（生活支援体制整備協議体）による市民への普及啓発を進め、参画者を増やすために「地域づくり活動への企画・運営に既に参加している」割合を増やすことを目標とします。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）			

第6章 基本目標2 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

1 介護予防・重度化防止に向けた介護予防事業の展開

基本方針

一人ひとりが自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態等になることを予防するために又は要介護状態等を軽減若しくは悪化を防止するために、個人の状態に適した支援を行います。また、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することにより、データ分析を行い、必要に応じて医療専門職が関与し、地域の実情に応じた効果的な事業展開を目指します。

具体的施策の展開

(1) 総合事業の推進

① 介護予防ケアマネジメント

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 要支援者などに対し、介護予防・健康の維持増進に向けた取り組みができるよう介護予防ケアプランを作成し支援します。
- 居宅介護支援事業と連携し、自立した日常生活が送れるようケアプランを作成していきます。

② 訪問型サービス（予防）

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 要支援者などに対し入浴や排泄などの身体介護、掃除やゴミ出しなどの生活援助を提供するサービスです。現在は、従来の訪問型介護（現行相当）と訪問型サービスA（買い物、洗濯などの生活援助）を提供しています。
- 地域の実情に応じて、訪問型サービスB（住民主体による生活援助）、訪問型サービスC（保健・医療の専門職による居宅での短期集中予防）、訪問型サービスD（移動支援）などのサービスメニューの充実や提供体制の整備に努めます。

③ 通所型サービス（予防）

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 要支援者などに対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスです。現在は、従来の通所型介護（現行相当）と緩和した基準による通所型サービスA（ミニデイサービスや、運動・レクリエーションを提供）、また、通所型サービスC（専門職による短期集中型）を提供しています。
- 通所型サービスC（専門職による短期集中型）により、機能が改善した状態をその後も地域の中で維持できるように、住民主体による通所型サービスBの充実や提供体制の整備に努めます。
- 通所型サービスBへの補助金制度を周知し、運営を支援します。

(2) 一般介護予防事業の効果的な展開

① 一般介護予防事業

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 介護予防教室では、運動・栄養・口腔ケア・社会参加など、介護予防の全般を学びます。
- 家庭や地域で継続できる内容の教室を開催し、仲間づくりを行いながら、参加者の主体的な活動に発展できるように支援します。住民主体の介護予防活動の広がりとともに、市内の広域を対象にした教室は縮小していきます。

② 介護予防講演会

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 介護予防の知識を普及啓発するために小地域を対象に実施し、介護予防に取り組む市民を支援します。

(3) 保健事業と介護予防の一体的実施

① 特定健康診査・健康診査

担当：健康づくり課 成人保健担当

- 20歳以上を対象に健康診査を実施しています。若い世代からの生活習慣病予防について啓発を行い、健診受診者は将来に向けての健康保持・増進について具体的な行動ができるような支援をします。特定健診受診勧奨と精密検査受診勧奨を継続して行います。

② 健診結果を活用した健康指導

担当：健康づくり課 成人保健担当・長寿介護課 介護支援担当・地域包括担当

- 高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と集団支援（ポピュレーションアプローチ）を行います。

③ 各種がん検診の実施

担当：健康づくり課 成人保健担当

- 悪性新生物（がん）を早期に発見・治療することができるよう、各種がん検診について、受診勧奨を行います。また、精密検査の受診勧奨も併せて行います。

④ データ利活用の促進

担当：長寿介護課 介護支援担当・健康づくり課 成人保健担当

- 医療専門職を配置します。
- 国保データベース（KDB システム）や実態把握の調査等を活用し、地域の課題分析と事業評価を行い、事業に反映させていきます。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業のコーディネートや企画調整を行います。
- 高齢者に対する個別支援や通いの場等に積極的に関与を行います。

⑤ 高齢者の疾病予防・重症化予防

担当：国民健康保険課・長寿介護課 介護支援担当・地域包括担当
・健康づくり課 成人保健担当

- 低栄養防止・生活習慣病の重症化予防の取り組みを行います。
- 重複・頻回受診者、重複投薬者等の相談や指導を行います。
- 健康状態が不明な高齢者の状態把握を行います。

⑥ 各健康教室（栄養・運動・生活習慣病等）

担当：健康づくり課 成人保健担当

- 自分の健康に関心を持ち、生活習慣の見直し等の健康管理ができるよう、健康に関する学習機会を提供します。
- 生活習慣病予防について知識の普及啓発を継続的に行います。

⑦ 食生活に関する指導・食育の推進

担当：健康づくり課 成人保健担当

- 低栄養状態の防止に向けて、食生活改善推進会の会員が、地域で行われている一人暮らし高齢者等交流事業において、食育教室を実施します。
- 「笛吹市版食事バランスガイド」を活用し、具体的で分かりやすく自分に合った食事の量やバランスについて知る機会を増やします。

(4) 住民主体の介護予防活動の促進

① フレイル予防の推進

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 高齢者の虚弱（フレイル）状態への予防に向けて、「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」という3つの項目のチェックを行い、必要に応じてリハビリテーション専門職・歯科衛生士・栄養士等を派遣し、地域において予防に取り組むような動機付けや、普及啓発を行います。

② いきいき百歳体操

担当：長寿介護課 介護支援担当

- その人の筋力や体力に合わせて、重りを手首や足首に巻いて行う運動を、地域で住民が主体的に行っていくよう促していきます。

③ ウォーキングの推進

担当：長寿介護課 介護支援担当

- アンケートにおいて、これからやってみたい活動の第1位であったため、ウォーキングを推進していきます。
- コロナ禍において従来の介護予防事業の開催が減少しており、高齢者の体力や筋力の低下が懸念されるため、活動が継続的にできるようグループ作りなどの導入部分の支援を行います。

④ やってみるじゃん

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 地区公民館などで、体操や健康講話等の介護予防を実施し、自宅でも継続できるようにします。
- 地域の参加者の交流を図るきっかけをつくり、自主的な取り組みにつなげられるような支援を行います。

2 地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進

基本方針

人生 100 年時代を迎え、高齢者が地域において生涯にわたっていきいきと暮らし、充実した人生を送れるように、生きがいつくりや居場所づくり、社会貢献活動や趣味の活動への参加も促進することで、高齢者の活躍の場を広げていきます。

具体的施策の展開

(1) 生きがいつくりと居場所づくり

① 通いの場

担当：長寿介護課 介護支援担当・福祉総務課 地域福祉担当

- 運動だけでなく、学びや手芸などの趣味の活動も、仲間とともにすることは、すべてが社会参加で、介護予防につながります。多種多様な活動が生まれ、高齢者の生きがいつくりの場が市内の必要なところにてできるように、活動を支援します。
- 通いの場への補助金を周知するとともに、情報を集約し、生活支援体制整備事業と連携してニーズと活動をマッチングします。
- 地域の高齢者の交流を目的に地区公民館などで開催されるサロン活動を支援します。

② 市民講座

担当：生涯学習課

- 生涯学習コーディネーターを中心に、地域の実態を把握し、地域のニーズに合った講座・教室を展開します。
- 長寿介護課と連携し、講座等の開催により、高齢者自身が「老年期」の生活設計を考える場を提供します。

(2) 社会貢献活動の促進

① いきいきサポーター事業

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 高齢者自身の健康増進や介護予防・生きがいづくりを支援するため、元気な高齢者をいきいきサポーターとして養成します。また、いきいきサポーターが市内の介護保険施設等において活躍する場をつくり、活動に応じたポイントを付与し、交付金を支給することによって、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献することを支援します。
- ボランティアポイントの対象になる活動範囲の拡大を検討し、高齢者のボランティア活動による地域貢献への参画者を増やしていきます。

② 高齢者社会活動推進事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 老人クラブの活動をとおり、地域社会の中で、自ら社会活動に参加し、役割を持って地域の中で活動できるよう、友愛訪問・各種事業等の開催を行い、元気な高齢者の活動の場を広げます。
- 引き続き活動を支援し、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防につなげます。また、各地区に働きかけ、若手会員の加入を促すとともに、役員育成を支援し、活動クラブ数を増やします。

③ シルバー体操指導員支援事業

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 地域での介護予防活動の活発化を支援するための指導員を養成します。
- シルバー体操指導員養成後のスキルアップ、自主グループの支援を行っていきます。

④ フレイル予防事業

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 地域に出向き、フレイル予防の普及啓発をサポーターがトレーナーの支援を受けて行います。
- サポーターの養成講座を行い、地域で活動できる市民を増やしていきます。

(3) 就労の支援

① シルバー人材センターの活用

担当：シルバー人材センター

- シルバー人材センターにおいて、高齢者への就労機会を提供します。
- 高齢者が経験や知識を生かし、生きがいを持って健康に過ごせるよう、就労機会を確保していきます。

② 農業塾援農支援センター補助事業

担当：農林振興課

- 農業塾にて規模縮小する農家と新規就農者等のマッチング相談を受けるとともに、農業従事者の高齢化による労力負担の軽減のため、援農者の育成、農業技術（果樹栽培技術）習得の講習会等への参加周知を行います。
- 引き続き援農支援センター運営費を補助し、農業の担い手の確保に努めます。

③ 就労による生きがい支援

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 個々の能力に応じた社会的役割をもち、活躍できる場を増やします。
- 就労（含有償ボランティア）等が生きがいとなるようしくみづくりを検討していきます。

3 達成目標

基本目標2「健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり」では次の目標を設定し、施策を推進します。

	現状	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
100歳体操、通いの場 又は通所B等団体数	33団体	38団体	43団体	48団体
	《目標設定理由》 高齢者の活躍の場や生きがいがづくりの場を増やすために、介護予防に資する住民主体の通いの場を実施する団体数を目標にします。			
足腰の痛みが原因で外出 を控えている人の割合	59.6%	—	—	51.9%
	《目標設定理由》 外出を控えている理由の1位は、足腰の痛みであることから、下肢筋力を鍛える介護予防活動により、足腰の痛みの原因の割合の改善（3年前の数値に戻すこと）を目標値とします。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）			
BMI18.5以下の割合を減らす	9.2%	—	—	8.9%
	《目標設定理由》 やせている（BMIが18.5以下）とフレイルの要因となるため、やせている人の割合を減少させることを目標とします。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）			

第7章 基本目標3 高齢者の自立した在宅生活への支援

1 高齢者の在宅生活を支援する取り組み

基本方針

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス（身近な家事の援助、外出支援、日常生活用具の提供等）を提供することにより、在宅での生活を支援します。また、地域の見守りネットワーク体制を整えることで在宅生活の継続を支援します。

具体的施策の展開

(1) 在宅生活の支援

① 訪問型サービス（予防）（再掲）

② 通所型サービス（予防）（再掲）

③ 生活支援体制整備事業（再掲）

④ 在宅高齢者外出支援サービス

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 交通手段を利用することができず外出が困難な在宅高齢者に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。
- 公共交通等の他の施策も含め、地域全体の移動支援を総合的に捉え、対象者やサービス内容を検討します。

⑤ 在宅生活支援事業

担当：長寿介護課 介護支援担当

- ニーズは少ないものの、必要としている高齢者がいるため、高齢者日常生活用具給付事業と介護予防用寝台貸与費助成事業は継続していきます。

⑥ 養護老人ホーム等短期宿泊事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 60歳以上の高齢者に、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行い基本的な生活習慣を身につけることができるよう援助します。
- 引き続き、市内の養護老人ホームと締結している契約を継続し、事案が発生した際には迅速に対応できるよう備えます。

⑦ シルバーワンコインサービス

担当：シルバー人材センター

- シルバー人材センターの会員が、市内の高齢者を対象に、日常生活の中で困っている軽微な作業（1回30分程度）をワンコイン（500円）で行う事業です。
- 今後とも、高齢者が生きがいと誇りを持って働けるよう、地域への貢献を支援していきます。

（2）高齢者等の見守り

① 一人暮らし高齢者見守り事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 75歳以上の在宅一人暮らし高齢者で、虚弱等で外出が困難な状況にある高齢者に対して、乳酸菌飲料を直接手渡すことにより、他のサービスを利用していない日の安否確認を行います。
- 一人暮らし高齢者が増えているため、これまでどおり事業を継続します。

② 配食サービス事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 食の確保が困難な65歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、昼食の配達を行い、併せて安否確認を実施します。
- 必要とする高齢者に向けて、これまでどおり事業を継続していきます。

③ 高齢者緊急通報システム（ふれあいペンダント）事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 高齢者の日常生活上の安全確保と不安の解消を目的に、在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急時に、迅速な救助ができる緊急通報システムを整備します。
- 必要とする高齢者に向けてこれまでどおり事業を継続していきます。

④ 救急医療情報キット配付事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 75歳以上の在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の救急時に、救急隊や医療機関に本人の適切な情報が速やかに伝えられる手段として、情報キットを配布します。
- より多くの方の利用に向けて、事業を継続していきます。

⑤ 見守りステッカー利用支援事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 高齢者をはじめ、病気や認知症、障がい等により外出時における緊急事態への備えとして、身元確認や保護等に役立てるため、身元確認ができるID番号を記したステッカーを配布し、衣類や靴等に貼り付けてもらい、発見者に通報してもらう安否確認の通報システムを運用します。
- より多くの方の利用に向けて、市民及び介護者に対して、事業の浸透を図ります。

⑥ みまもりあいアプリプロジェクト事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 市民がスマートフォンに「みまもりあいアプリ」を登録し、見守りステッカー利用者の検索時の協力者となることで、地域全体での見守りを行います。
- 市民への制度の周知を進めることで、アプリケーションの登録者を増やし、地域全体での見守りを実施していきます。

⑦ 安心安全見守り連絡協議会

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 地域の中で誰もが安心安全に暮らせる地域づくりのため、安否確認等の活動を行う団体等が、情報交換、情報共有のできる場を提供します。
- 市民の誰もが、高齢者・子ども・障がい児（者）等への異変に気づき、緊急時に対応できるよう、引き続き実施します。

⑧ 避難行動要支援者台帳整備事業

担当：福祉総務課 福祉総務担当・防災危機管理課 消防防災担当

- 災害時、自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）を平時から把握し、当事者から提出された支援を必要とする状況や緊急連絡先などの情報を地域や関係機関で共有することについて、同意を得たうえで避難行動要支援者台帳に登録し、迅速な避難の実施に向けた支援体制を整備します。
- 災害時等における避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導及び安否確認などの支援体制を構築するため、事業に対する各地域内での理解や支援が得られるよう周知します。

2 介護者の負担軽減に向けた取り組み

基本方針

家族同士の交流の機会の提供や、介護にかかる費用の一部補助等により、介護者の負担軽減に努め、介護者に対する経済的・心理的支援を行うことで、介護を必要とする高齢者の在宅生活の継続を図ります。

具体的施策の展開

① 家族介護教室

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 介護者が継続的に介護を行うことができるよう、身体の負担を減らす介護方法や、心のストレスを軽減する方法について学ぶ機会を提供します。
- 引き続き介護者同士の交流により、精神的な負担の軽減を行うことのできる機会を設けます。

② 介護慰労金支給事業

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 家庭において、寝たきり高齢者または認知症高齢者を介護している人の日頃の労苦に対し、慰労金を支給します。
- 事業の成果を検証し、対象者や内容を検討します。

③ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 在宅の寝たきり高齢者に対し、紙オムツ費用の一部を助成します。
- 事業効果を検証し、内容を検討します。

④ 介護マーク配布事業

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 認知症や障がい者を介護している人が、買い物や介助の際に周囲から誤解や偏見を持たれることのないよう、介護者に介護マークを配布し、身に付けてもらいます。
- ニーズは少ないものの、必要としている介護者がいるため継続していきます。

⑤ 介護離職の防止に向けた取り組み

担当：長寿介護課 給付適正担当

- 介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能になる、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの複合的サービスを充実していきます。

3 安心・安全な暮らしづくり

基本方針

高齢者が安全・安心に暮らすための支援として、バリアフリーの推進等により住宅環境を整えます。また、高齢者の安全対策や公共交通網の整備にも取り組んでいきます。

具体的施策の展開

(1) 高齢者の住まいの確保

① ユニバーサルデザインの推進

担当：まちづくり整備課

- 良好な住環境生活の推進に向けて、ユニバーサルデザインの導入・普及と設計業者への指導を行い、市営住宅のバリアフリー化を検討しています。また、「福祉のまちづくり整備マニュアル」を活用して、公共施設の整備を進めています。
- 高齢者を含めたあらゆる人が不自由なく公共施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、引き続き市営住宅や公共施設のバリアフリー化を進めます。

② 市営住宅の改善及び修繕

担当：管理総務課

- 市営住宅の改善や修繕を行うとともに、バリアフリー化を進めます。
- 長寿命化計画に基づき、高齢者に優しい住宅の改善を行っていきます。

③ サービス付き高齢者住宅、有料・軽費老人ホームの適正配置の検討

担当：長寿介護課 給付適正担当

- サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームの設置にあたっては、既存の介護サービスを考慮し、適正な設置や的確な設備及び運営に向けた意見書を提出するとともに、県との情報連携を強化していきます。

◎ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

	現状（令和2年度）	
	届出物件数	定員数
有料老人ホーム※特定施設入居者生活介護の指定なし	2件	55人
サービス付き高齢者向け住宅	8件	152人

(2) 高齢者の安全対策

① 交通安全対策事業

担当：市民活動支援課

- 高齢者対象の交通安全教室を開催し、交通ルールや自動車等の特性を理解してもらうことにより、交通安全意識の浸透及び交通事故防止を図っていきます。
- 介護予防事業における交通安全教室や高齢者対象の交通安全啓発イベントの実施により、高齢者に対する交通指導を行い、高齢者の交通安全意識を高めます。

② 運転免許証自主返納支援事業

担当：市民活動支援課

- 高齢者等の交通事故防止及び運転免許証の自主返納制度の普及を目的に、自主的に運転免許証を返納した方に対し、タクシーの回数乗車券を交付します。
- 引き続き制度の周知を行い、高齢者の交通安全の確保を行います。

③ 住宅の耐震診断、耐震化の普及

担当：まちづくり整備課

- 災害時の家屋の倒壊を防ぐため、住宅の耐震診断、耐震化の普及を進め、耐震改修等が必要な場合には改修支援を行います。
- 市内に建築年数の長い建築物が多くあり、利用者の増加が見込まれるため、今後も制度の利用に向けた普及と利用者の支援を行います。

④ 住宅用火災警報器の設置と維持管理の促進

担当：消防本部予防課

- 就寝中に火災が発生し、高齢者が逃げ遅れるケースが発生していることから、消防法及び火災予防条例に基づいて、住宅の寝室への火災警報器の設置を促進しています。
- 引き続き、火災警報器の設置についての啓発活動に取り組むとともに、機器交換の際には条例に適合した寝室への設置の普及を促進していきます。
- 火災警報器本体の交換や動作確認等の維持管理の重要性を周知していきます。

(3) 公共交通の整備

① 公共交通の整備

担当：企画課

- 市が運行する市営バスや、甲府市と共同で運行を委託している自主運営バス、交通空白地域解消のためにデマンドタクシーの運行を行うとともに、地域住民のニーズに基づき、便数や運行ルートについて随時見直しを行っていきます。
- 市民の移動スタイルや利用ニーズの変遷に即した魅力ある交通体系の再編への取り組みや公共交通の周知啓発を継続して進め、利用者の増加を図ります。

4 災害・感染症への対策

基本方針

近年の災害発生や感染症の流行を踏まえ、日頃からの備えと発生時の対応に関する体制を構築します。

具体的施策の展開

① 避難行動要支援者台帳整備事業（再掲）

② 災害に対する備えの確認

担当：長寿介護課 給付適正担当

- 毎年全国各地で大規模災害が発生していることをふまえ、介護事業所で策定している避難計画や事業継続計画を、実地指導の際に確認します。

③ 感染症に対する備えの確認

担当：長寿介護課 給付適正担当

- 従来からの感染症に加え、令和2年には新たな感染症も世界規模で発生したことをふまえ、介護事業所での感染症発生時の対応マニュアル作成や、職員への研修状況、物資の備蓄等を、実地指導の際に確認します。

5 達成目標

基本目標3「高齢者の自立した在宅生活への支援」では次の目標を設定し、施策を推進します。

	現状	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寝室の火災警報器の設置率	64.7 %	75 %	85 %	100 %
	《目標設定理由》 平成23年6月の完全義務化から10年が経過するにあたり、機器交換を主とした維持管理の普及啓発を重要視している。交換の際には条例に適合した場所への設置を啓発することにより、より上昇値が望める。			
公共交通の利用者数	22,000人	25,000人	28,000人	31,000人
	《目標設定理由》 高齢者の「安全・安心な暮らしづくり」の進捗について、「公共交通の利用者数（市営バス、市補助による民間路線バス及びデマンドタクシーの利用者数）」で評価します。			
介護サービス事業所への災害・感染症に対する備えの確認回数	24回	25回	24回	26回
	《目標設定理由》 介護サービス事業者への実地指導の際に、災害や感染症に対する備えの状況を確認します。			

第8章 基本目標4 高齢者の権利と尊厳を守る取り組み

1 高齢者の尊厳と権利擁護

基本方針

高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるように、様々な方法で高齢者の人権や財産を擁護するとともに、引き続き権利擁護のための取り組みや制度を周知していきます。

具体的施策の展開

(1) 高齢者の尊厳と権利擁護

① 権利擁護事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 高齢者の持つ権利を守るため、成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見、消費者被害への対応に向けて関係者と連携を図っていきます。また、必要に応じて虐待の疑いのある高齢者を養護老人ホームへ一時保護します。
- 引き続き関係機関との連携を深め、虐待被害の防止に努めます。
- 権利擁護についての理解を深めるための研修等を行い、普及啓発を継続的に行います。

② 高齢者虐待防止事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 高齢者に対する虐待発生時の早期発見とスムーズな対応につなげるためのコア会議を開催していきます。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催します。
- 引き続き関係機関との連携を図るとともに高齢者虐待防止マニュアルにより対応していきます。

③ 市民後見人養成事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 高齢者の権利擁護を支援する市民後見人を養成するため、必要な知識を身につけ、活用するための研修を実施するとともに、活動の場を提供しています。
- 市民後見人養成課程修了者に対して、フォローアップ研修の実施や実際の後見業務に繋げるためのマッチングを実施していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当・長寿介護課 地域包括担当

- 成年後見制度の利用が必要な人に対し、申立て等の支援を行います。また、適切な成年後見人を選任できるよう支援します。
- 関係機関との連携を密に行い情報把握をすることで、対象者の状況に応じた制度利用の支援を行います。

⑤ 敬老祝金支給事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 老人の日及び老人週間の行事として、高齢者に敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、敬老思想を高め、併せて老人福祉の増進を図ります。
- 満88歳、満100歳の高齢者を対象に、引き続き祝い金を支給します。

⑥ 行政区敬老事業助成事業

担当：福祉総務課 地域福祉担当

- 行政区が実施する敬老事業に対して助成を行います。
- 地域住民との関係づくりにつながるような世代間交流事業等の実施を推進し、また、助成金の算定方法の見直しを進めます。

(2) 老人保護措置事業

① 老人保護措置事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 老人福祉法に基づき、家庭環境、経済的な要件等により、社会生活が困難と判断された養護の必要な高齢者を養護老人ホームに入所措置します。
- 引き続き入所申請時の審査を十分に行い、必要な高齢者については入所決定します。また、関係機関との連携を密に行い情報把握し、対象者に適切な対応をしていきます。

2 認知症施策の推進

基本方針

認知症の予防・重度化防止に継続して取り組むとともに、認知症高齢者を介護する家族への支援にも継続して取り組みます。また、地域で認知症になった方を支える・見守る体制づくりも構築していきます。

具体的施策の展開

(1) 地域や社会の支え合いの体制づくり

① 認知症サポーター養成講座

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 地域社会の中で、自分ができる認知症支援に取り組む人を増やすため、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族の気持ちを理解できるサポーターを養成しています。
- 認知症の正しい知識の習得と理解を深めるため、各地域で継続してサポーターを養成していきます。
- 学校と協力しながら、小中学生や高校生などへのサポーター養成を行う機会を増やし、各世代に応じた内容で、サポーターを養成します。

② キャラバンメイト活動支援

担当：長寿介護課 地域包括担当

- キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座を企画・開催できる人材）を養成するための研修会や交流会を開催し、市内で活動できるキャラバンメイトを増やしていきます。
- キャラバンメイトが活躍できる場や情報の提供を行います。

③ 認知症高齢者対策事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 身元不明の徘徊高齢者の緊急かつ一時的な保護により、生命及び身体の安全と精神的安定を図ります。
- 医療機関や介護事業者、警察などの関係機関と連携し、地域で認知症高齢者を支援する体制を構築します。
- 認知症サポーター養成講座のステップアップ講座を開催し、サポーターが、地域の担い手となる仕組みづくりに取り組みます。（「チームオレンジ」の創設に向けた取り組み）

④ 見守りステッカー利用支援事業（再掲）

⑤ みまもりあいアプリプロジェクト事業（再掲）

⑥ 一人暮らし高齢者見守り事業（再掲）

⑦ 安心安全見守り連絡協議会（再掲）

⑧ 認知症について理解を深める啓発

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 認知症の人を地域において支援し、支えていくために、認知症になった場合に取りべき対応の内容や認知症予防の方法がわかる認知症ケアパス（説明書）を普及します。
- 認知症の人やその家族や関係者に、認知症ケアパスを配付します。

（2）患者と家族に対する支援

① 認知症初期集中支援事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 認知症初期集中支援チームが、在宅で生活している認知症が疑われる人または対応に苦慮している認知症の人を支援し、必要な医療や介護サービス、介護予防につなげます。
- 本人や家族が認知症であることに気付かず重症化し、受診や支援につながらないケースが多いことから、認知症について理解を深める取り組みを進めていきます。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 認知症地域支援推進員を中心に認知症の実態把握を行い、適切な支援の実施に向けた検討を行います。また、認知症の人の相談先の周知により、早期発見につなげます。また、認知症の人と家族の会主催の会を通し、介護者の思いや意見を共有するとともに、認知症と思われる人を持つ家族からの相談がある場合に、認知症の人と家族の会を紹介します。
- 認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。
- 認知症の人が早期に認知症であることに気づき、適切に対応できるよう、認知症コールセンターを周知します。
- 引き続き、“おかえりマーク”を活用して地域での見守りを推進するとともに、認知症の人と家族の会に、認知症の人を持つ家族をつなぎます。
- 県で設置している若年性疾患センターと連携し、若年性認知症の人への支援を行います。
- 認知症の本人が、自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持ち暮らすことができる姿を発信できる場である本人ミーティングを開催します。

③ 認知症カフェ事業

担当：長寿介護課 地域包括担当

- 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し、集い、情報交換できる場所としての認知症カフェを設置の継続をします。
- 身近な場所での認知症カフェを増やし、相談しやすい場づくりに取り組みます。

④ 一般介護予防教室事業（認知症予防）

担当：長寿介護課 介護支援担当

- 認知症予防に効果のあるデュアルタスク（同時に二つのことを行う）を取り入れたウォーキングや音楽活動等を実施し、仲間づくりを行いながら、認知症を知り、予防に取り組む機会を設けます。

⑤ 家族介護教室（再掲）

⑥ 介護マーク配布事業（再掲）

3 達成目標

基本目標4「高齢者の権利と尊厳を守る取り組み」では次の目標を設定し、施策を推進します。

	現状	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小中学生、高校生の認知症サポーター養成数	21人	50人	100人	150人
	《目標設定理由》 認知症についての理解を若い世代から増やしていく必要があります。小中学生、高校生の認知症サポーター養成数を目標とします。			
認知症カフェ設置数	3カ所	4カ所	5カ所	5カ所
	《目標設定理由》 認知症についての相談や学習ができ、介護負担を軽減できる身近な居場所を増やしていくために、認知症カフェの設置数を目標とします。			
認知症ステップアップ講座開催回数	0回	1回	2回	3回
	《目標設定理由》 ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが支援チームをつくり、認知症の人とその家族のニーズに合った支援が行える体制の基礎となるため目標とします。			

第9章 基本目標5 安心して暮らせる介護サービスの提供

1 介護保険サービスの充実

(1) サービスの体系

要介護または要支援と認定された人が利用できるサービスは下記の通りです。

	介護サービス 【介護給付】	介護予防サービス 【予防給付】
対象	要介護1～5と認定された人が利用できるサービスです。	要支援1・2と認定された人が利用できる介護予防を重視したサービスです。
居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護 ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 ○住宅改修 ○居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 ○介護予防住宅改修 ○介護予防支援
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設 	
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 居宅（介護予防）サービス

●サービスごとの内容

サービス名称	サービス内容
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービス。
訪問入浴介護	介護が必要な人の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車などから家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービス。
訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や必要な診療の補助、家族等への指導、助言を行うサービス。
訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービス。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、在宅療法に関する相談や指導を行うサービス。
通所介護	デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス。
通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関に通い、主治医の指示に基づき、心身機能の維持回復と日常生活上の自立援助のために必要なリハビリテーションを行うサービス。
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービス。
短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービス。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームと軽費老人ホーム等（以下、特定施設）に入居している要介護者に対し、特定施設サービス計画介護（施設ケアプランに相当）に沿って、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談など、要介護者が日常生活を送るにあたって必要な支援を行うサービス。
福祉用具貸与	車いす、介護用ベッドなど要介護者の日常生活の自立を助ける用具や福祉機器を貸与するサービス。
特定福祉用具購入	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄などの福祉用具購入に必要な費用の一部を支給するサービス。
住宅改修	自宅で生活が続けられるように、段差の解消や手すりの取り付けなど住宅の改修に必要な費用の一部を支給するサービス。
居宅介護支援（介護予防支援）	要介護者等が居宅サービスを適切に受けられるよう、介護支援専門員が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、介護事業者との連絡・調整等を行う。

●介護サービスの実績と推計

サービス名称（単位）		実績		見込み	推計		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回数（回）	7,119	6,753	7,523	6,882	6,866	6,881
	人数（人）	447	415	405	371	370	375
訪問入浴介護	回数（回）	172	178	195	188	169	162
	人数（人）	29	31	37	35	32	31
訪問看護	回数（回）	1,211	1,262	1,242	1,234	1,261	1,262
	人数（人）	204	196	189	179	179	180
訪問リハビリテーション	回数（回）	1,827	1,785	1,760	1,697	1,762	1,779
	人数（人）	157	158	153	150	155	155
居宅療養管理指導	人数（人）	140	148	158	160	158	158
通所介護	回数（回）	10,009	10,617	10,076	10,496	10,846	11,012
	人数（人）	884	925	822	849	870	879
通所リハビリテーション	回数（回）	2,117	1,558	1,142	1,121	1,139	1,163
	人数（人）	249	185	154	156	160	163
短期入所生活介護	日数（日）	5,304	5,031	4,673	4,142	4,206	4,218
	人数（人）	303	299	286	270	284	289
短期入所療養介護	日数（日）	323	334	324	272	271	279
	人数（人）	25	24	23	23	23	24
福祉用具貸与	人数（人）	1,071	1,070	1,041	1,023	1,028	1,033
特定福祉用具購入費	人数（人）	17	16	15	15	14	14
住宅改修費	人数（人）	8	9	5	5	5	5
特定施設入居者生活介護	人数（人）	24	26	36	37	38	38
居宅介護支援	人数（人）	1,768	1,751	1,654	1,616	1,633	1,655

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※平成30年度～令和2年度は介護保険事業状況報告からの実績、令和3年度以降は厚生労働省「見える化」システムによる推計。

※短期入所療養介護は、老健と病院等の合計で表記。

●介護予防サービスの実績と推計

サービス名称（単位）		実績		見込み	推計		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	回数（回）	0	1	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数（回）	72	86	99	97	101	105
	人数（人）	14	19	23	25	26	27
介護予防訪問リハビリテーション	回数（回）	234	220	209	317	342	356
	人数（人）	25	22	18	27	28	29
介護予防 居宅療養管理指導	人数（人）	6	3	2	2	2	2
介護予防 通所リハビリテーション	人数（人）	54	43	54	49	51	52
介護予防 短期入所生活介護	日数（日）	29	9	7	0	0	0
	人数（人）	3	2	2	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護	日数（日）	2	1	0	0	0	0
	人数（人）	1	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	173	197	232	257	273	280
特定介護予防福祉用具 購入費	人数（人）	4	5	8	8	9	9
介護予防住宅改修	人数（人）	3	3	6	7	7	7
介護予防 特定施設入居者生活介護	人数（人）	1	0	0	0	0	0
介護予防支援	人数（人）	221	237	288	301	314	324

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※平成30年度～令和2年度は介護保険事業状況報告からの実績、令和3年度以降は厚生労働省「見える化」システムによる推計。

●見込み量確保のための方策

- ・要介護状態にならないよう、また少しでも利用者本人ができることを増やして生活機能の向上を図れるよう、介護保険事業所、介護支援専門員及び長寿包括支援センターが連携し、利用者一人ひとりの状態に合ったケアプランの作成に向けた支援を行います。
- ・要介護状態になった場合においても、できるだけ自宅での生活が続けられるよう、介護保険事業所と連携を図り、居宅介護サービスの提供基盤の充実に努めます。
- ・介護保険事業所や介護支援専門員との協議を通じて、不足しているサービスの情報を収集するとともに、サービスの質の向上への働きかけを行います。
- ・事業者指定権限のある県に対して、不足しているサービスについては積極的な事業者参入を要請するとともに、近隣市町村と連携し、事業者参入の情報をいち早く入手し、事業者等へ情報提供を行っていきます。

(3) 施設サービス

●サービスごとの内容

サービス名称	サービス内容
介護老人福祉施設	入院治療の必要はないが自宅で生活を継続するのが困難な要介護者に対して、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴や排泄、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供する施設サービス。 （平成27年度以降は原則として要介護3以上の認定者に利用が限定。）
介護老人保健施設	病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを提供する施設サービス。
介護医療院	日常的な医療的ケアが必要な重度介護者の受け入れと看取り・終末期ケアの機能と、生活施設としての機能を備える施設サービス。
介護療養型医療施設	長期療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを提供する施設サービス。 （転換期限が2023年度末まで延長されているため、引き続き転換を図る。）

●施設サービスの実績と推計

サービス名称（単位）		実績		見込み	推計		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人数（人）	297	307	301	312	312	314
介護老人保健施設	人数（人）	205	200	199	199	199	199
介護医療院	人数（人）	0	5	11	11	22	22
介護療養型医療施設	人数（人）	7	1	0	0	0	0

※人数は1月当たりの利用者数。

※平成30年度～令和2年度は介護保険事業状況報告からの実績、令和3年度以降は厚生労働省「見える化」システムによる推計。

●見込み量確保のための方策

- ・一人暮らし高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加によって、施設の利用ニーズは今後さらに高まることが予想されます。また、介護を理由にした介護離職の防止に向けては、施設利用希望者の増加が見込まれるため、事業者指定権限のある県に対して、必要に応じて施設整備を要請していきます。
- ・介護療養型医療施設は、2023年度末までの転換期限に向けて、他施設などへの転換を促すとともに、介護療養型医療施設の利用者に対して、他施設への利用転換を進めていきます。
- ・事業実態を把握しながら入所待機者の情報収集に努めます。
- ・広域的な利用実態があるため、サービスの質的・量的な水準の向上を目指して、近隣他市町村や県との連携を進めます。

(4) 地域密着型（介護予防）サービス

●地域密着型サービスの特徴

項目	地域密着型サービス	居宅介護サービスや施設サービス
1 利用可能な人	原則として、笛吹市の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2 事業者に対する権限	笛吹市が指導、監督、指定などを実施	県が指導、監督、指定などを実施
3 定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を笛吹市が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4 運営のあり方 (上記3について)	公平・公正の観点から、被保険者や保健医療福祉関係者、事業経営者などで構成する「地域密着型サービス運営に関する委員会」で協議	

●地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの種類

サービス名称	要介護者の利用	要支援者の利用	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的、または密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。
夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施。
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）。
小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて15人以下が通いや訪問介護、9人以下が泊まりのサービスを併用できる。
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	○	○	認知症の高齢者が共同で生活できる住居（グループホーム）
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム（要介護3以上）。
看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する。
地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護事業所によるサービス。

●地域密着型サービスの整備予定

身近な地域でのサービス提供体制を確保するため、サービス事業所の整備を促進します。

令和4年度中には、今後増加が見込まれる在宅介護・医療のニーズへの対応、特養待機者の解消、増加傾向にある認知症高齢者への対応のため、看護小規模多機能型居宅介護事業所（登録29人、利用定員18人、宿泊定員9人）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）（29床）をそれぞれ1カ所整備します。

今後も、住み慣れた地域を離れずに高齢者がサービスを受けることができるよう、事業者の指定や指導・監督を行っていきます。

（単位：事業所）

サービス名称	令和2年度末 の整備状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1				1
夜間対応型訪問介護	0				0
認知症対応型通所介護	1				1
小規模多機能型居宅介護	3				3
認知症対応型共同生活介護	7				7
地域密着型特定施設入居者生活介護	1		1 (定員20人)		2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6		1 (定員29人)		7
看護小規模多機能型居宅介護	1		1 (登録29人)		2
地域密着型通所介護	19				19

●地域密着型サービスの実績と推計

サービス名称（単位）		実績		見込み	推計		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	9	12	16	17	16	17
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数（回）	3,028	2,884	2,951	2,931	3,097	3,199
	人数（人）	267	262	276	278	289	294
認知症対応型通所介護	回数（回）	70	0	0	32	32	32
	人数（人）	7	0	0	3	3	3
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	50	50	54	53	53	54
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	95	94	93	117	117	117
	（必要利用定員総数）	99	99	99	117	117	117
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	10	11	20	22	42	42
	（必要利用定員総数）	29	29	29	29	49	49
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	132	134	134	163	163	192
	（必要利用定員総数）	136	136	165	165	194	194
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	29	29	29	58
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	1	1	2	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	1	0	0	0	0

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※平成30年度～令和2年度は介護保険事業状況報告からの実績、令和3年度以降は厚生労働省「見える化」システムによる推計。

●見込み量確保のための方策

- ・整備計画に基づきサービスが提供できるよう、市ホームページ等で事業者を広く募集し、事業者の参入を促します。
- ・事業者の指定にあたっては、公平・公正な仕組みを構築し、より質の高いサービスが提供できる事業者を指定していきます。
- ・事業の透明性を図る観点から、「笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会」において、協議を進めながら、計画目標を超えるサービスは抑制する等、地域の実情に応じた指定を行っていきます。

2 地域支援事業の充実

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、地域住民などの様々な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、要支援者の多様なニーズに応える効果的かつ効率的な体制の確立を目指すものです。

■介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、総合事業該当の要介護認定者）

- ①訪問型サービス（予防）（再掲）
- ②通所型サービス（予防）（再掲）
- ③生活支援サービス（配食、見守り等）
- ④介護予防ケアマネジメント（再掲）（介護予防プラン作成等）

■一般介護予防事業（市の全ての第1号被保険者）

- ⑤介護予防普及啓発事業
- ⑥地域介護予防活動支援事業 など

(2) 包括的支援事業

笛吹市では、地域包括支援センター業務を担う長寿包括支援センターに配属された専門職の専門知識や技能等を生かしながら、高齢者やその家族への総合的な支援を行っています。

■地域包括支援センターの運営

- ①総合相談支援事業
- ②権利擁護事業（高齢者虐待防止、成年後見制度等）
- ③包括的・継続的ケアマネジメント（再掲）（ケアマネジャーの指導・情報提供）
- ④介護予防ケアマネジメント（再掲）（第1号被保険者の介護予防プラン作成等）

■社会保障充実分

- ⑤在宅医療・介護連携推進事業（再掲）
- ⑥認知症施策の推進
- ⑦生活支援体制整備事業（再掲）（生活支援コーディネーター、協議体）
- ⑧地域ケア会議の充実

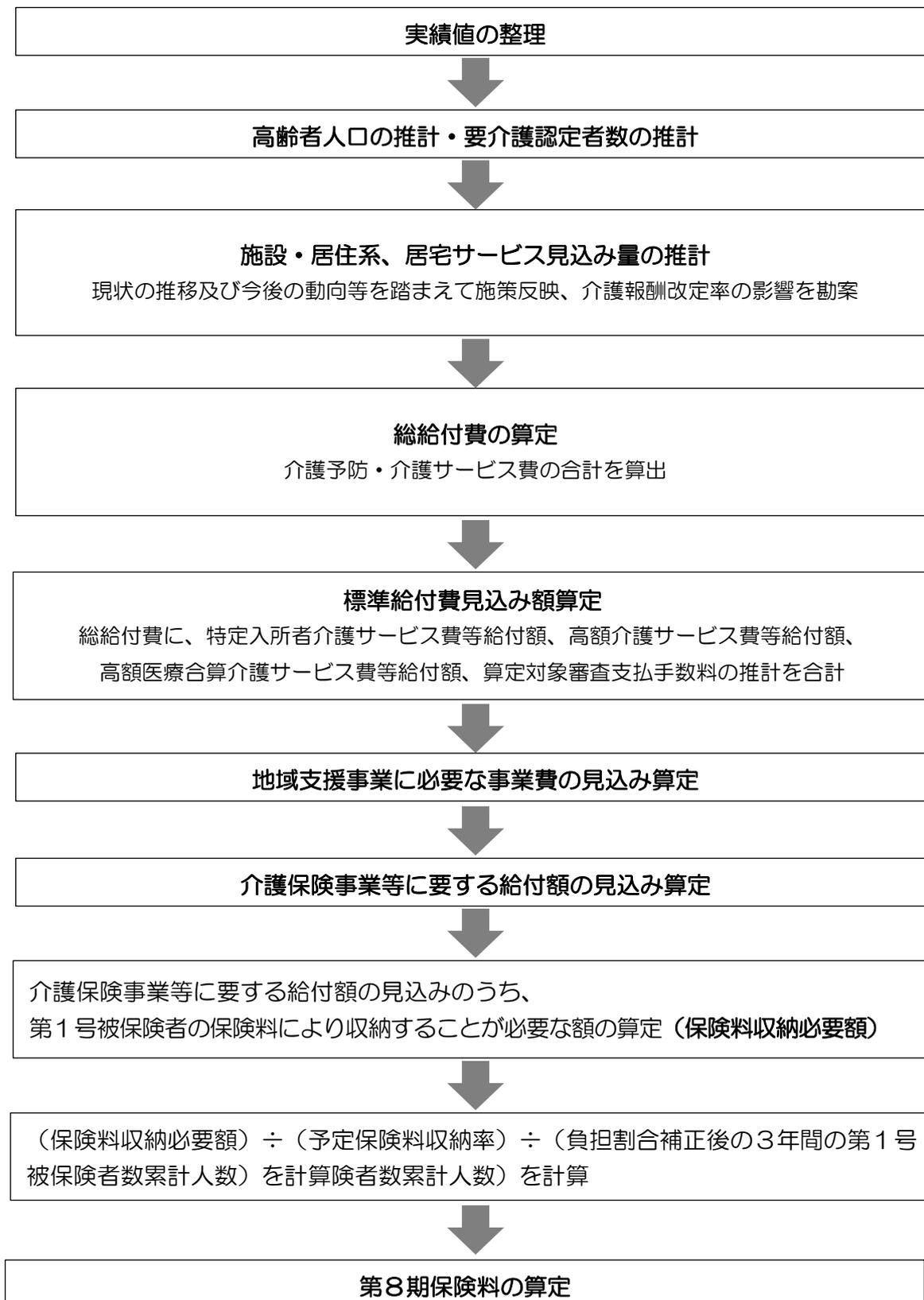
(3) 任意事業

介護保険事業の運営の安定化及び高齢者の自立した日常生活の支援のために行う事業です。

- ①介護給付費適正化事業（介護事業者の指導、給付費の審査等）
- ②家族介護支援事業（家族介護教室、紙おむつ助成、高齢者見守り等）
- ③その他の事業（認知症サポーター養成、介護相談員派遣等）

3 介護保険料の算出

第1号被保険者の保険料算定の流れは次の通りです。



(1) 給付費の見込み

① 介護給付費

介護給付費は、要介護1～5を対象とした介護サービスについて、総費用の1割（または2割、3割）を自己負担、残りを介護保険特別会計から給付するものです。要介護度別のサービス見込み量を踏まえて推計した結果、3年間で約175億円となります。

(単位：千円)

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 居宅サービス						
訪問介護	249,117	243,806	273,312	250,463	249,641	250,134
訪問入浴介護	24,367	25,181	28,039	26,493	23,789	22,753
訪問看護	95,940	98,999	92,394	95,703	97,404	97,320
訪問リハビリテーション	63,644	63,073	62,064	60,256	62,590	63,175
居宅療養管理指導	11,816	13,013	14,334	14,407	14,329	14,375
通所介護	992,284	1,057,895	1,018,443	1,041,901	1,071,370	1,084,186
通所リハビリテーション	215,271	158,992	120,295	116,013	118,411	120,847
短期入所生活介護	498,323	474,366	446,890	392,169	398,479	398,447
短期入所療養介護	37,173	38,269	39,129	32,261	32,218	33,247
福祉用具貸与	155,385	157,864	153,913	146,756	145,869	145,538
特定福祉用具購入費	4,696	4,896	5,284	5,086	4,679	4,679
住宅改修費	7,737	9,212	5,033	5,088	5,088	5,088
特定施設入居者生活介護	51,951	57,547	83,649	80,858	82,988	82,988
2 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,241	20,974	31,931	30,045	27,043	27,828
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	306,331	287,214	285,189	286,575	304,347	314,087
認知症対応型通所介護	7,850	0	0	4,055	4,057	4,057
小規模多機能型居宅介護	115,896	115,602	127,956	121,294	119,433	121,575
認知症対応型共同生活介護	276,333	280,625	277,302	355,896	356,094	356,094
地域密着型特定施設入居者生活介護	24,229	25,087	44,285	50,448	97,360	97,360
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	429,530	449,345	459,689	560,770	561,081	661,050
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	84,464	84,464	84,511	169,022
3 居宅介護支援	311,832	308,470	277,560	284,785	288,022	291,867
4 介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	849,073	887,635	893,227	899,885	900,384	906,236
介護老人保健施設	664,414	662,173	660,394	657,637	658,002	658,002
介護医療院	386	22,071	52,993	50,065	101,296	101,296
介護療養型医療施設	19,734	3,173	0	0	0	0
介護給付費計	5,428,555	5,465,482	5,537,767	5,653,373	5,808,485	6,031,251

②介護予防給付費

介護予防給付費は、要支援1～2を対象とした介護予防サービスについて、総費用の1割（または2割、3割）を自己負担、残りを介護保険特別会計から給付するものです。要介護度別のサービス見込み量を踏まえて推計した結果、3年間で約2億6,200万円となります。

（単位：千円）

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	74	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4,386	5,575	6,034	6,370	6,655	6,937
介護予防訪問リハビリテーション	8,185	7,899	7,245	11,474	12,382	12,888
介護予防居宅療養管理指導	325	190	195	119	119	119
介護予防通所リハビリテーション	24,687	19,087	23,819	21,832	22,588	23,069
介護予防短期入所生活介護	1,716	683	558	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	276	62	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	10,490	12,326	15,720	16,001	17,012	17,452
特定介護予防福祉用具購入費	1,224	1,369	2,330	2,350	2,596	2,596
介護予防住宅改修費	2,321	3,879	6,235	8,192	8,192	8,192
介護予防特定施設入居者生活介護	1,057	0	0	0	0	0
2 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	744	733	1,049	1,265	1,265	1,265
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,131	3,115	0	0	0	0
3 介護予防支援	11,857	12,811	15,674	16,386	17,102	17,646
予防給付費計	68,398	67,803	78,859	83,988	87,911	90,164

③標準給付費見込み額

介護給付費及び予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料をあわせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	5,737,361,000	5,896,396,000	6,121,415,000
特定入所者介護サービス費等給付額	264,608,058	254,011,265	259,038,551
高額介護サービス費等給付額	127,511,983	129,816,991	132,388,006
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,000,000	17,000,000	17,000,000
審査支払手数料	6,973,280	7,144,742	7,282,338
合計【標準給付費】	6,153,454,321	6,304,368,998	6,537,123,895

④地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業に係る費用の試算については次のようになります。

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	154,400,000	156,000,000	157,200,000
包括的支援事業費	101,000,000	102,000,000	103,000,000
包括的支援事業費（社会保障充実分）	16,300,000	16,700,000	17,000,000
任意事業費	20,000,000	20,000,000	20,000,000
合計【地域支援事業費】	291,700,000	294,700,000	297,200,000

⑤介護保険事業費の総費用

①～④の費用の合計となる介護保険事業費の総費用は次のようになります。

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費	6,153,454,321	6,304,368,998	6,537,123,895
地域支援事業費	291,700,000	294,700,000	297,200,000
合計	6,445,154,321	6,599,068,998	6,834,323,895

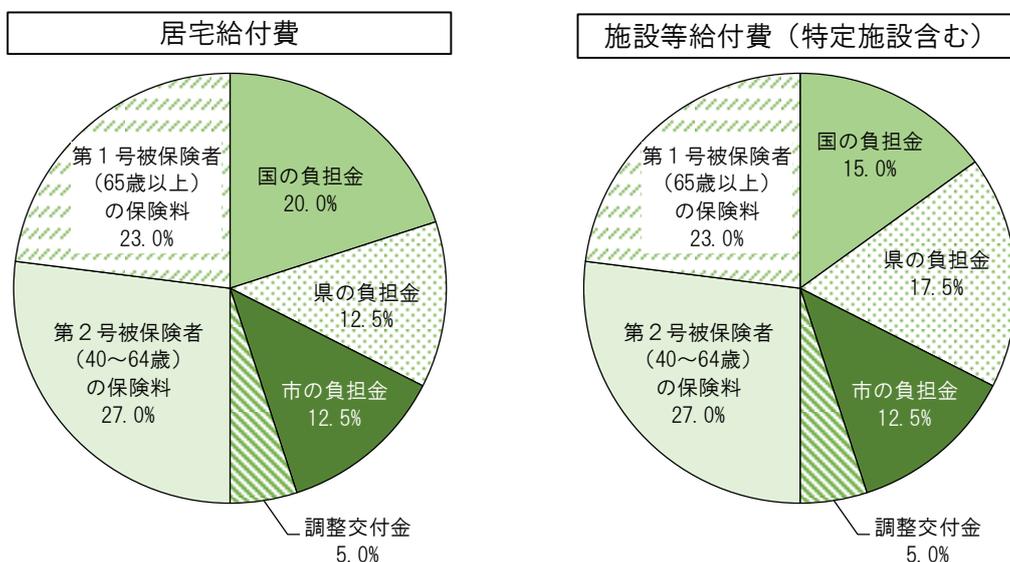
(2) 第8期介護保険料

介護保険を利用した場合、費用の1割（または2割、3割）を利用者が負担し、残り（介護給付費）は、介護保険財源により賄われることとなっています。

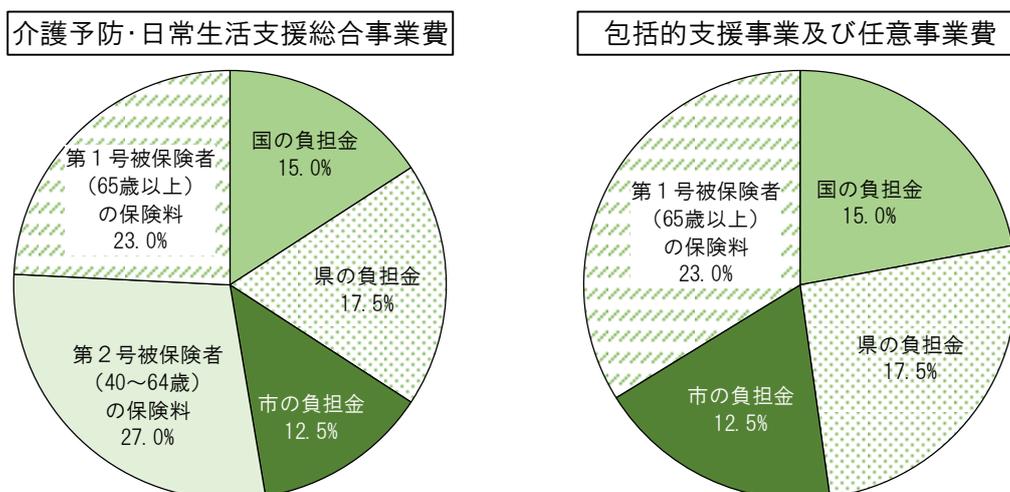
介護給付費は、被保険者の保険料と公費で50%ずつ負担することとなります。公費分は、国、都道府県、市町村がそれぞれ分担して負担し、保険料分は第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないように、調整交付金が設けられています。

標準給付費の財政内訳



地域支援事業費の財政内訳



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

介護保険給付費等や地域支援事業費の23%について、第1号被保険者がその所得段階に応じて、定額保険料として負担することになります。介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等を基に計算した、第1号被保険者の保険料（月額）は次の通りです。

なお、低所得者への保険料負担割合を軽減するため、別枠で公費による軽減を行います。

第8期保険料基準額：6,000円（年額72,000円）

■所得段階別の保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額 ^{※1} ＋合計所得金額 ^{※2} が80万円以下の者	0.3	21,600	1,800
第2段階	本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の者	0.5	36,000	3,000
第3段階	本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の者	0.7	50,400	4,200
第4段階	本人が市民税非課税の者のうち、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	0.9	64,800	5,400
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税の者のうち、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	1.0	72,000	6,000
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	86,400	7,200
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	93,600	7,800
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	108,000	9,000
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	1.7	122,400	10,200
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	1.8	129,600	10,800
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上の者	1.9	136,800	11,400

※保険料（月額）は、第5段階の保険料（基準額）に負担割合をかけて算出した保険料（年額）を、12か月で割った額です。

※1 国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる種類の年金収入のこと。

※2 収入額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。平成30年4月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除し、また公的年金等にかかる雑所得を控除（保険料段階が1～5段階のみ）した金額となる。

(3) 低所得者への配慮

介護保険制度のもとで、低所得者が介護サービスを円滑に利用できるよう、種々の配慮が制度上織り込まれています。

◆保険料について

- 第1号保険料の低所得者軽減強化（介護保険法施行令第39条）

対象となる所得段階	保険料基準額に対する保険料率
第1段階	0.3
第2段階	0.5
第3段階	0.7

- 段階による保険料率の設定の弾力化（笛吹市介護保険条例第2条）
保険料の金額を決める所得段階の設定を、低所得者へ配慮し、第7期に引き続き、11段階で行うとともに、負担割合を変更します。
- 一時的な保険料の徴収猶予・減免（笛吹市介護保険条例第10条・第11条）
次の事情等により、一時的に負担能力が低下した場合に、保険料の減免、徴収猶予を行います。
 - ①災害を受けた場合
 - ②生計維持者が死亡、長期入院等により収入が著しく減少した場合
 - ③生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少した場合
- 納付困難者に対する保険料減免（笛吹市介護保険条例第11条）
介護保険料の納付が困難な人は減免制度があります。次の全てに該当する人が対象です。
 - ①住民税世帯非課税の人
 - ②前年度収入金額の合計が120万円以下の人
(世帯2人の場合を基準として、3人以上は世帯員1人につき35万円を加算した額)
 - ③住民税課税者に扶養されていない人
(税法上の扶養親族、健康保険等の被扶養者、給与計算上の扶養親族になっていない人)
 - ④世帯全員の預貯金等の合計が350万円以下の人
 - ⑤世帯全員が居住用資産以外に処分できる資産を持っていない人

◆利用料について

- 社会福祉法人等介護保険利用者負担額の軽減（社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱）
社会福祉法人等が提供する介護給付サービス等について、これを利用した際の利用者負担額を軽減し、利用の促進を図ります。
- 利用料の特例（介護保険法第50条）
次の特別な事情により、在宅介護サービス費等の1割負担が困難と認められた要介護者等に対し、介護保険給付率について9割を超え10割以下の割合に引き上げます。
 - ①災害を受けた場合
 - ②生計維持者が死亡、長期入院等により収入が著しく減少した場合
 - ③生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少した場合

4 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施

基本方針

持続可能な介護保険制度の維持のためにも、介護給付適正化5事業の実施を中心に利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図ります。

具体的施策の展開

(1) 保険給付及び要介護認定審査の適正化（笛吹市介護給付適正化計画）

① 給付費適正化事業

担当：長寿介護課 給付適正・認定審査担当

- 介護保険サービスの受給資格、給付内容及びケアプラン等の内容を一体的に確認するとともに介護事業者への指導・助言と利用者への通知等に取り組むことで、利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図ります。

② 介護相談員派遣事業

担当：長寿介護課 給付適正担当

- 市が委嘱している介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向き、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをすることにより、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。
- 引き続き、介護相談員の派遣を進め、問題の改善に取り組みます。

③ 要介護認定調査事業

担当：長寿介護課 認定審査担当

- 要介護認定を申請した人に対して、認定調査員が自宅を訪問し、心身の様子や行動などについて聞き取り調査を行い、要介護度を決定するために必要な調査票作成のための訪問調査を実施します。
- 認定調査員の資質向上に向けた研修等を実施することにより、認定調査員のスキルアップを図ります。

④ 介護認定審査会事業

担当：長寿介護課 認定審査担当

- 認定調査とコンピューターによる1次判定・主治医の意見書を踏まえ、要介護度・有効期間を判断するための審査会を実施します。
- 認定調査員や関係機関と連携を図り、迅速な認定判定を進めます。

(2) 介護保険制度の周知

介護保険制度の理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。市民に対する制度の普及啓発として、市ホームページや広報紙への掲載、本計画ダイジェスト版の配布、保険料通知の送付等、多様な媒体を活用して制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。また、利用者の適切なサービス選択を支援するため、介護事業者に関する情報を迅速かつ的確に提供していきます。

(3) 介護人材確保に向けた取り組み

2025年・2040年問題を見据えた、地域の介護基盤整備を検討することに伴い、介護人材の確保も必要となります。介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた人材確保に向けた取り組みを検討していきます。

◎リハビリテーション提供体制に関する指標

	現状	計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ストラクチャー指標				
訪問リハビリテーション事業所数	6事業所	6事業所	6事業所	6事業所
通所リハビリテーション事業所数	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所
プロセス指標				
訪問リハビリテーション利用率	5.29%	5.37%	5.41%	5.34%
通所リハビリテーション利用率	6.43%	6.20%	6.24%	6.24%
アウトカム指標				
要介護状態が維持・改善した認定者の割合	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%

5 達成目標

基本目標5「安心して暮らせる介護サービスと適正な保険給付の実施」では次の目標を設定し、施策を推進します。

	現状	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護状態が維持・改善した軽度認定者の割合	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%
	《目標設定理由》 自立支援を目的としたケアプランの効果を測定するための目標とします。			
看護小規模多機能型居宅介護事業所の設置数	1カ所		1カ所追加	
	《目標設定理由》 柔軟な対応が可能なサービスにより、在宅生活の継続に向けて、本施設の設置を目標とします。			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）の設置数	6カ所		1カ所追加	
	《目標設定理由》 介護者の負担軽減に向けて、本施設の設置を目標とします。			
介護保険料収納率	95.8%	95.9%	96.0%	96.1%
	《目標設定理由》 介護保険特別会計の安定運営に向けた取り組みを評価するため、介護保険料収納率を目標とします。			
認定調査員対象の研修実施回数	1回	1回	1回	1回
	《目標設定理由》 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための指標の一つとして、本目標を設定します。			
ケアプランの点検件数	12件	18件	18件	18件
	《目標設定理由》 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための目標の一つとして、本目標を設定します。			
住宅改修申請の現地確認実施件数	2件	5件	5件	5件
	《目標設定理由》 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための目標の一つとして、本目標を設定します。			
介護給付費通知実施回数	3回	3回	3回	3回
	《目標設定理由》 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施のための目標の一つとして、本目標を設定します。			
介護サービス事業者への実地指導回数	24回	25回	24回	26回
	《目標設定理由》 介護サービスの質の確保と保険給付の適正化のため、本目標を設定します。			

第10章 計画の推進体制

1 関係機関との連携強化

本計画の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向けて、行政のみならず、市民や介護事業者、各団体などとの協働により推進することが重要となります。

特に、社会福祉協議会をはじめ、NPO、ボランティア活動団体等、地域福祉に関わる多様な団体・機関との連携が重要となります。今後、地域で高齢者を支えていくために、市民の自発性に基づくボランティア活動の重要性はより一層増すと考えられ、現在実施しているボランティア活動への支援や、ボランティアの育成と人材発掘等の支援を行っていきます。

また、地域包括支援センター（長寿包括支援センター）を中心としたネットワーク整備が重要となるため、「笛吹市地域包括支援センター運営協議会」をはじめとした協議の場を通じて地域包括支援センター（長寿包括支援センター）の機能強化を図るとともに、関係機関、庁内関係課等による協議の場を設け、笛吹市の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するための方策を検討していきます。

2 計画の推進体制

本計画のうち、介護保険事業計画については、進捗状況や達成状況について、毎年度「笛吹市介護保険運営協議会」に報告し、検証していきます。また、地域包括ケア「見える化」システム^{*}を活用して他の保険者と比較すること等により、笛吹市及び日常生活圏域ごとの特徴、課題を把握し、計画や目標の見直しに反映していきます。なお、国、山梨県等との連携を図り、法律や制度の改正等に柔軟に対応していきます。

3 計画の周知

計画を円滑に推進していくためには、市民の理解と協力が不可欠になります。

そのため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど、市民が活用しやすい媒体や座談会を利用して本計画の周知を図るとともに、市役所や図書館、市の公共施設に手に取りやすい形で計画書を配置します。また、本計画の達成状況等について、情報公開を積極的に進めます。

^{*}地域包括ケア「見える化」システムは、厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム

資料編

1 笛吹市の現状等

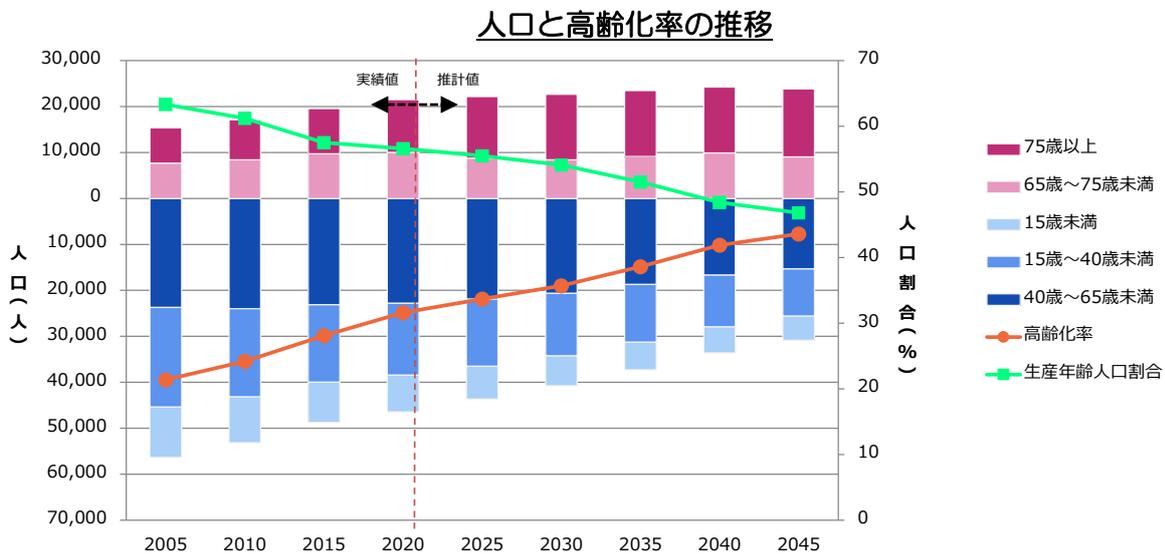
(1) 人口に関する状況（「見える化」システムによる自治体間比較）

●人口の推移

本市の高齢者人口は、2040年まで増加していくことが予想され、2040年には24,229人となる見込みです。しかし、その後は減少に転じ、2045年には23,822人となる見込みです。

一方で、高齢化率については今後増加していくことが予想され、2040年に41.9%、2045年には43.6%となる見込みです。

高齢化率の推移をみると、本市の高齢化率は山梨県全体の高齢化率と同程度で推移する見込みです。

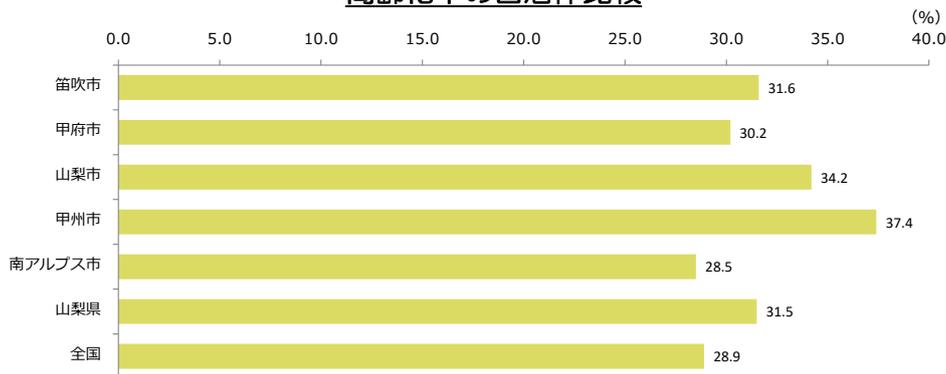


(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
人口 (人)	71,711	70,529	69,559	67,893	65,794	63,402	60,766	57,814	54,661
15歳未満 (人)	10,966	9,960	8,720	7,972	7,145	6,491	5,986	5,622	5,241
15歳～40歳未満 (人)	21,671	19,216	16,862	15,614	14,578	13,628	12,597	11,288	10,243
40歳～65歳未満 (人)	23,711	23,973	23,148	22,827	21,920	20,644	18,698	16,675	15,355
65歳～75歳未満 (人)	7,685	8,394	9,726	10,036	8,761	8,415	9,151	9,921	9,056
75歳以上 (人)	7,671	8,698	9,815	11,444	13,390	14,224	14,334	14,308	14,766
生産年齢人口 (人)	45,382	43,189	40,010	38,441	36,498	34,272	31,295	27,963	25,598
高齢者人口 (人)	15,356	17,092	19,541	21,480	22,151	22,639	23,485	24,229	23,822
生産年齢人口割合 (%)	63.3	61.2	57.5	56.6	55.5	54.1	51.5	48.4	46.8
高齢化率 (%)	21.4	24.2	28.1	31.6	33.7	35.7	38.6	41.9	43.6
高齢化率 (山梨県) (%)	21.9	24.5	28.1	31.5	33.7	36.0	38.6	41.4	43.0
高齢化率 (全国) (%)	20.1	22.8	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

高齢化率の自治体比較



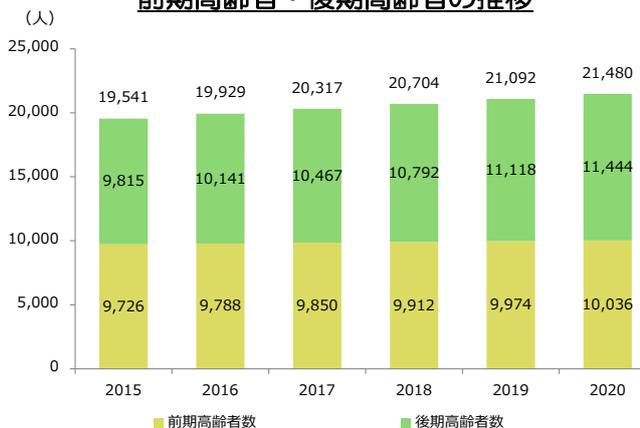
(時点) 令和2年(2020年)
 (出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

●高齢者数の推移

近年の高齢者数の推移をみると、前期高齢者数、後期高齢者数ともに増加傾向にあり、2020年では前期高齢者 10,036 人、後期高齢者 11,444 人となっています。

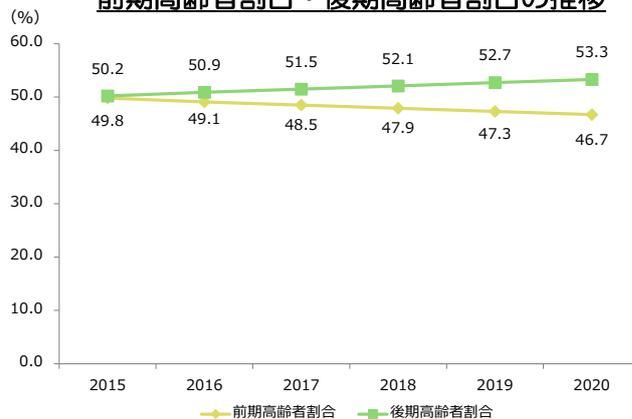
高齢者割合の推移をみると、前期高齢者割合は減少、後期高齢者割合は微増傾向にあります。2020年では前期高齢者割合が 46.7%、後期高齢者割合が 53.3%となっており、後期高齢者割合は全国及び山梨県平均を上回っています。

前期高齢者・後期高齢者の推移



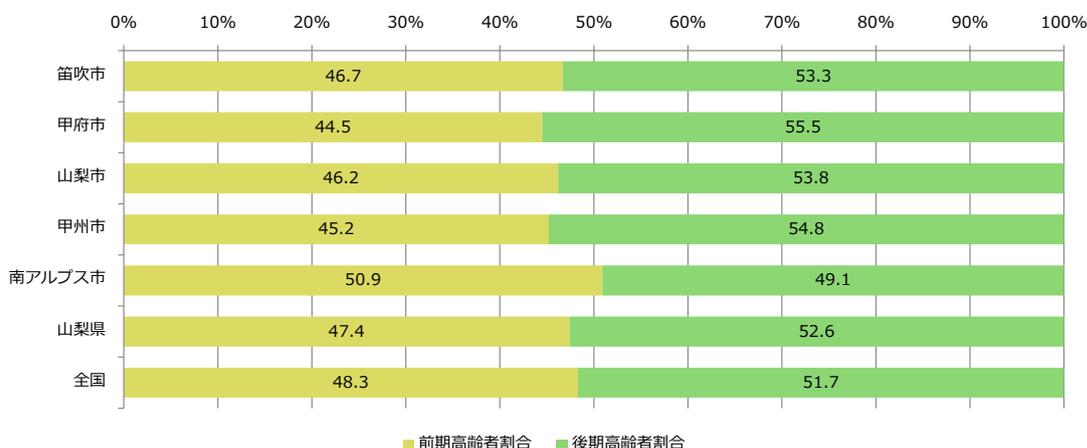
(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

前期高齢者割合・後期高齢者割合の推移



(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

前期高齢者・後期高齢者割合の自治体比較



(時点) 令和2年(2020年)
 (出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

●世帯の状況

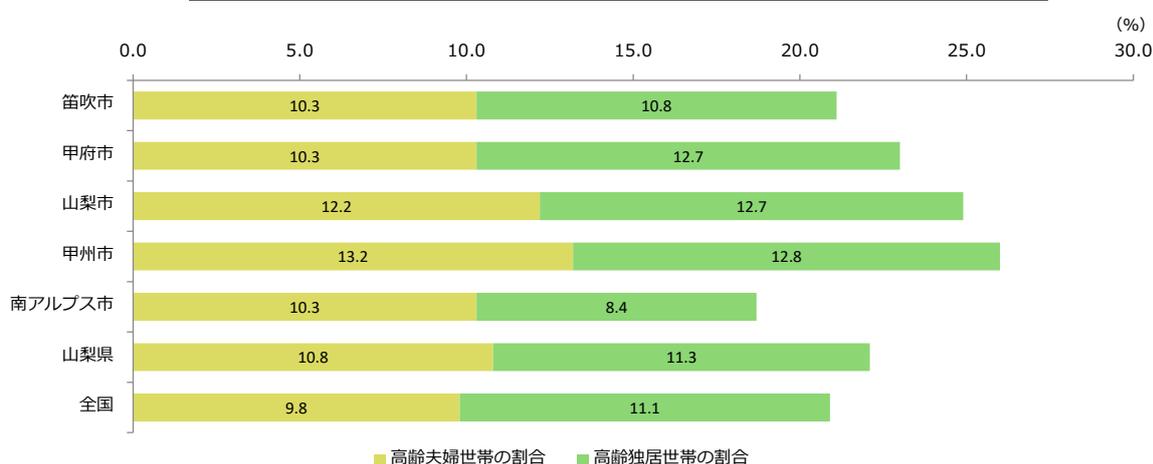
本市の高齢者のいる世帯は、2015年で12,459世帯であり、一般世帯の47.5%を占めています。また、高齢者夫婦世帯は2,695世帯で10.3%、一人暮らし世帯は2,838世帯で10.8%となり、両者を合わせた『高齢者のみ世帯』は、一般世帯の2割強を占めています。

高齢者のみの世帯の割合は、近隣自治体と比較すると、南アルプス市に次いで低くなっています。

高齢者のいる世帯の状況

	一般世帯数	うち、高齢者のいる世帯		
		うち、高齢者のいる世帯	うち、高齢者夫婦世帯	うち、一人暮らし世帯
世帯数(世帯)	26,229	12,459	2,695	2,838
割合(%)	100.0	47.5	10.3	10.8

一般世帯に占める高齢者夫婦世帯、一人暮らし世帯の割合の比較



(時点) 平成27年(2015年)
(出典) 総務省「国勢調査」

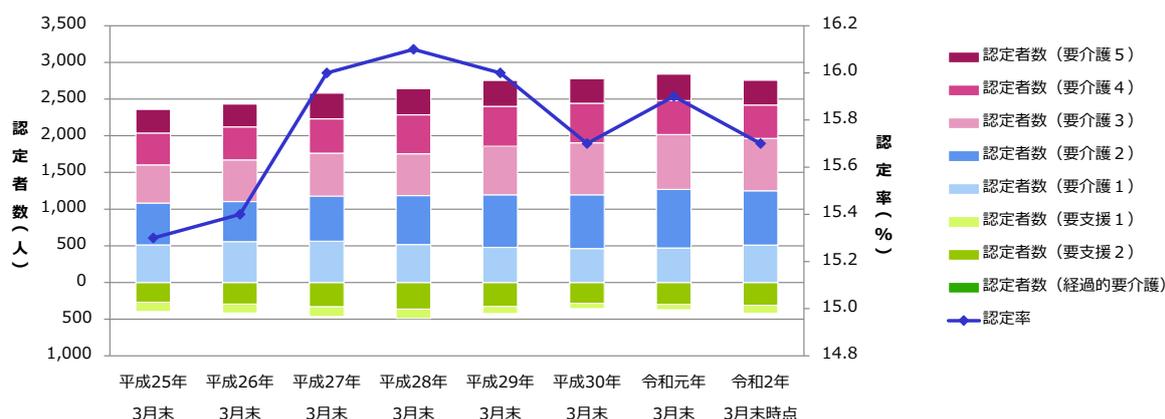
(2) 介護保険事業の現状（「見える化システム」による自治体間比較）

●認定者数・認定率の推移

認定者数は、令和元年3月末時点で 3,213 人、その後はやや減少し令和2年3月末時点では 3,175 人となっています。

認定率は 16%前後で推移しており、山梨県全体と同程度の値で推移しています。

認定者数・認定率の推移



(出典) 平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和2年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末時点
認定者数 (人)	2,755	2,847	3,045	3,131	3,178	3,134	3,213	3,175
認定者数 (要支援1) (人)	126	120	131	127	98	72	75	106
認定者数 (要支援2) (人)	269	295	332	363	327	285	297	312
認定者数 (経過的要介護) (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数 (要介護1) (人)	513	556	562	517	479	463	470	511
認定者数 (要介護2) (人)	570	547	615	667	717	732	798	738
認定者数 (要介護3) (人)	519	568	586	572	662	710	748	716
認定者数 (要介護4) (人)	436	450	469	531	544	538	463	453
認定者数 (要介護5) (人)	322	311	350	354	351	334	362	339
認定率 (%)	15.3	15.4	16.0	16.1	16.0	15.7	15.9	15.7
認定率 (山梨県) (%)	15.6	15.6	15.7	15.5	15.5	15.5	15.7	15.6
認定率 (全国) (%)	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.5

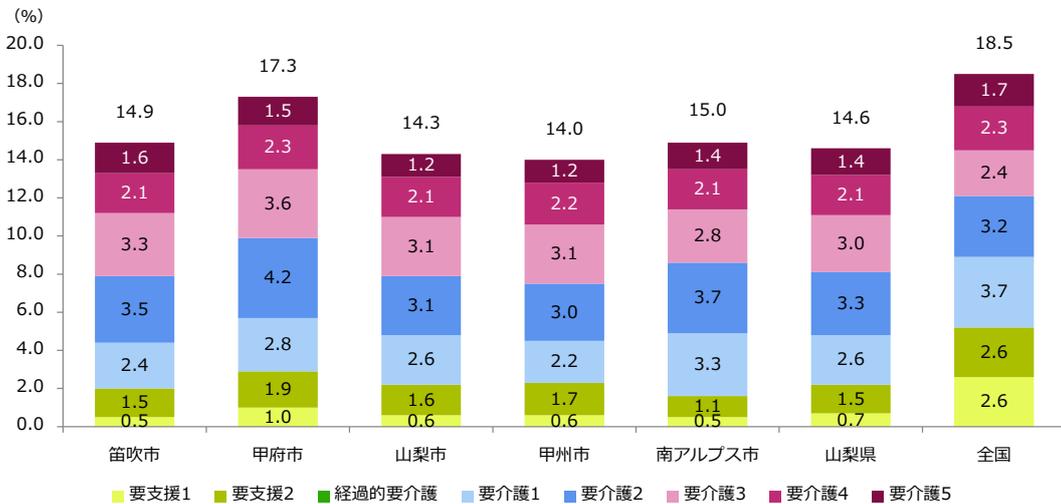
●調整済み要介護認定率の比較

認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した調整済み認定率※の合計は、令和元年は14.9%となり、全国よりも3.6ポイント低く、山梨県よりも0.3ポイント高くなっています。

調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率（要支援1～要介護2）は全国及び山梨県平均よりも低くなっていますが、重度認定率（要介護3～要介護5）は全国及び山梨県平均を上回り、近隣自治体等と比較しても高く、重度の要介護認定者が多くなっています。

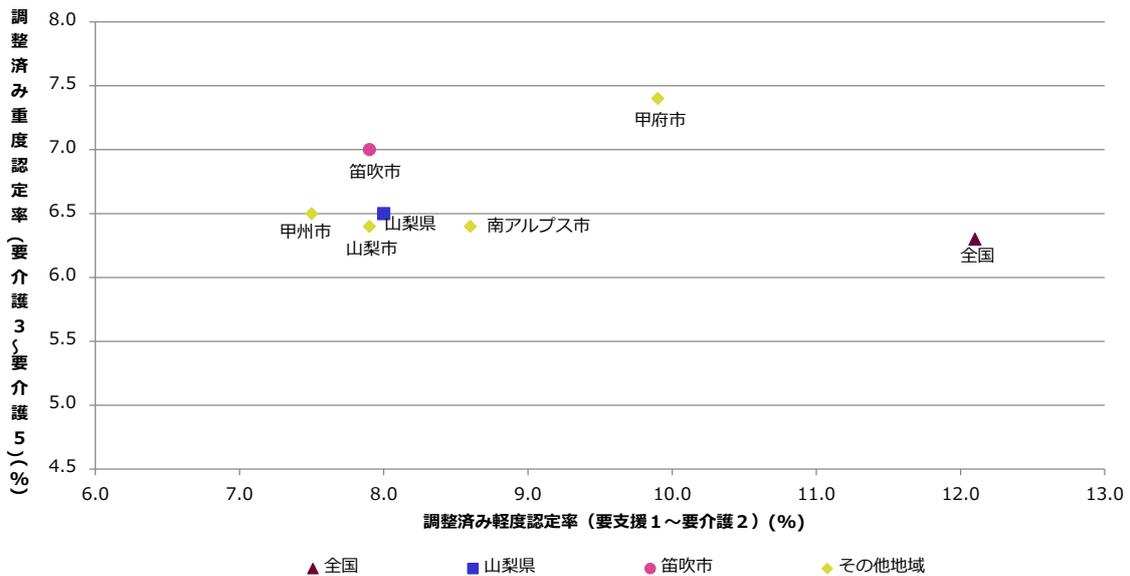
※調整済み認定率は「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成だった」として計算をした場合の認定率です。平成27年1月1日時点の全国平均の構成を標準的な人口構造としています。

調整済み認定率の比較



(時点) 令和元年(2019年)
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済み重度・軽度の認定率の比較

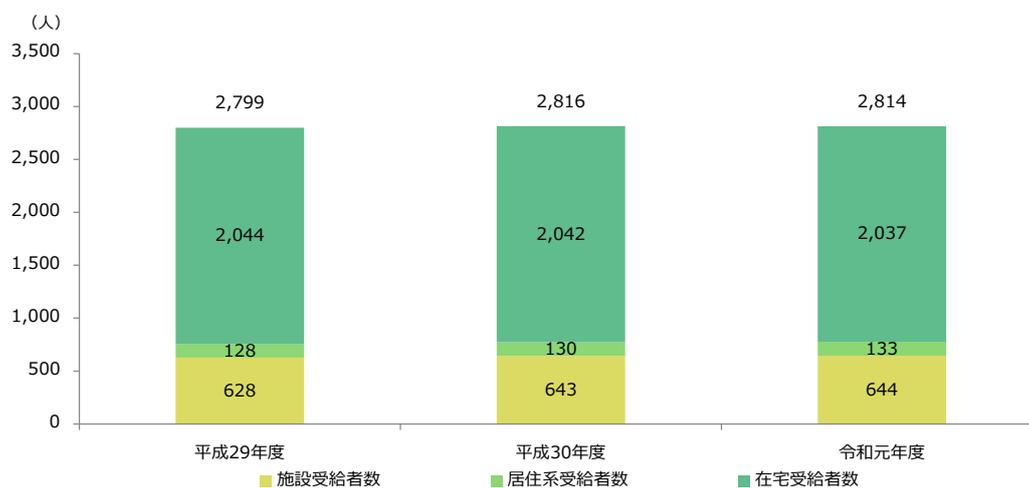


(時点) 令和元年(2019年)
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

●施設・居住系・在宅サービス受給者数の推移

受給者数は平成29年度以降横ばいで推移し、令和元年度は2,814人となっています。内訳をみると、在宅サービスの受給者が2,037人、施設サービスの受給者が644人、居住系サービスの受給者が133人となっています。

施設・居住系・在宅サービス受給者数の推移



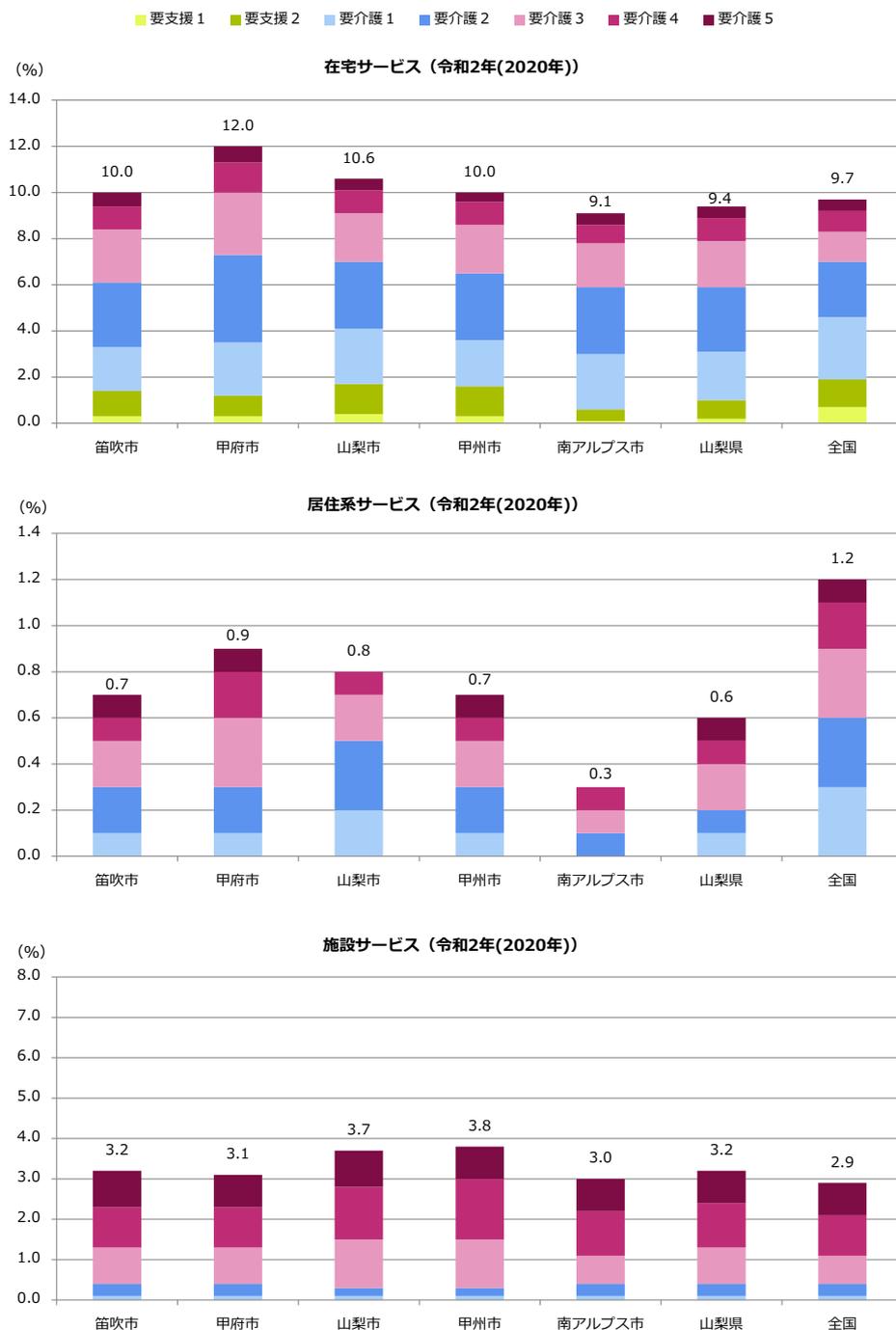
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報
(12か月分の平均値)

●受給率

令和2年の第1号被保険者に対するサービス受給者の状況をみる受給率は、在宅サービスが10.0%と最も高く、全国及び山梨県平均を上回っています。

居住系サービスの受給率は0.7%、施設サービスの受給率は3.2%と、いずれも山梨県と同程度となっています。

受給率の比較



(時点) 令和2年(2020年)
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

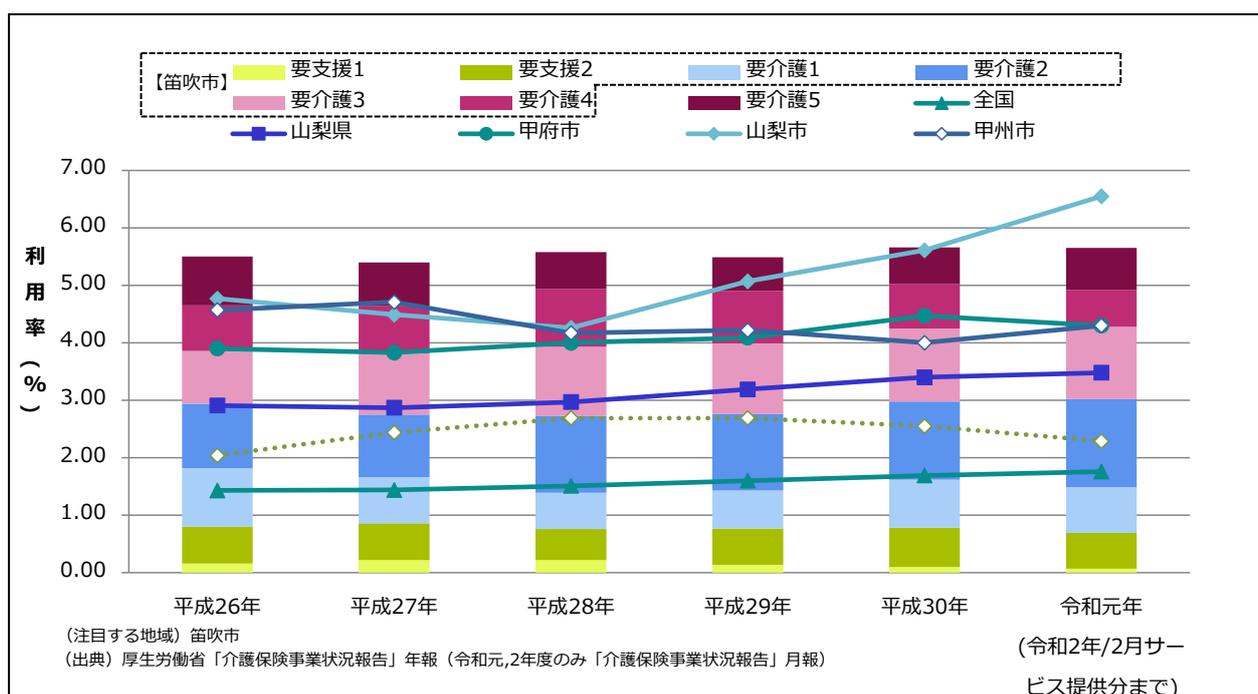
●地域リハビリテーションの利用状況

訪問リハビリテーションの利用率は、平成26年以降横ばいとなっています。全国及び山梨県平均と比べると高く推移しています。

通所リハビリテーションの利用率は、平成28年まで横ばいで推移していましたが、平成29年以降は減少傾向となっています。令和元年（令和2年2月サービス提供分まで）は全国及び山梨県平均を下回っています。

介護度別にみると、平成26年以降、軽度者の方が重度者よりも多くなっています。

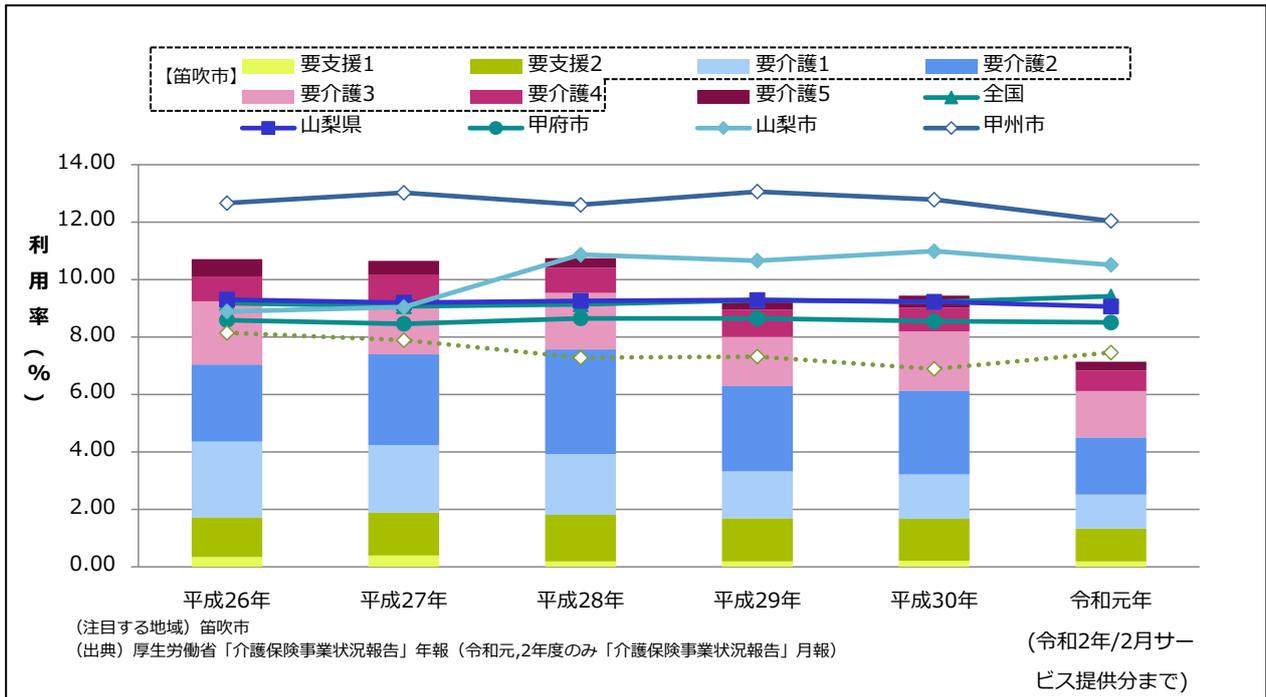
利用率（訪問リハビリテーション）の状況



			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (令和2年/2月サービス提供分まで)
笛吹市	要支援1	(%)	0.16	0.22	0.22	0.14	0.10	0.07
	要支援2	(%)	0.64	0.64	0.54	0.63	0.68	0.62
	要介護1	(%)	1.02	0.80	0.63	0.66	0.84	0.80
	要介護2	(%)	1.12	1.09	1.34	1.33	1.36	1.53
	要介護3	(%)	0.92	1.07	1.20	1.23	1.27	1.26
	要介護4	(%)	0.79	0.82	1.01	0.91	0.77	0.64
	要介護5	(%)	0.85	0.76	0.64	0.59	0.64	0.73
	合計	(%)	5.50	5.40	5.57	5.48	5.66	5.64
南アルプス市	合計	(%)	2.04	2.44	2.69	2.69	2.55	2.29
甲州市	合計	(%)	4.57	4.71	4.17	4.22	4.00	4.30
山梨市	合計	(%)	4.77	4.49	4.26	5.07	5.61	6.55
甲府市	合計	(%)	3.90	3.83	4.00	4.09	4.47	4.30
山梨県	合計	(%)	2.91	2.87	2.97	3.19	3.40	3.48
全国	合計	(%)	1.43	1.44	1.51	1.60	1.69	1.76

※小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計と一致しない場合があります。

利用率（通所リハビリテーション）の利用状況



			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (令和2年/2月サービス提供分まで)
笛吹市	要支援1	(%)	0.35	0.40	0.19	0.19	0.22	0.19
	要支援2	(%)	1.38	1.50	1.62	1.50	1.46	1.15
	要介護1	(%)	2.63	2.34	2.11	1.63	1.54	1.18
	要介護2	(%)	2.69	3.16	3.65	2.97	2.92	1.99
	要介護3	(%)	2.19	1.84	1.97	1.72	2.06	1.61
	要介護4	(%)	0.87	0.94	0.87	0.94	0.82	0.71
	要介護5	(%)	0.60	0.47	0.34	0.40	0.42	0.31
	合計	(%)	10.72	10.66	10.76	9.37	9.44	7.13
南アルプス市	合計	(%)	8.15	7.89	7.28	7.32	6.89	7.46
甲州市	合計	(%)	12.66	13.02	12.60	13.06	12.78	12.04
山梨市	合計	(%)	8.89	9.04	10.87	10.66	10.99	10.51
甲府市	合計	(%)	8.59	8.46	8.65	8.65	8.55	8.51
山梨県	合計	(%)	9.30	9.20	9.26	9.29	9.23	9.06
全国	合計	(%)	9.18	9.07	9.14	9.28	9.22	9.42

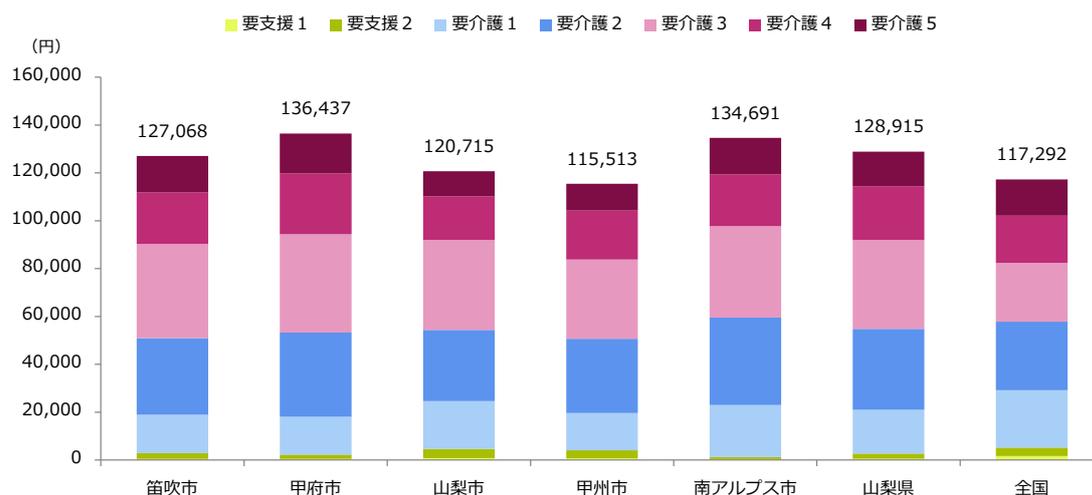
※小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計と一致しない場合があります。

●受給者一人当たりの給付月額

令和元年の受給者一人当たりの給付月額（在宅サービス）は12万7,068円で、全国を上回っています。

要介護度別にみると、要介護3が最も高く、全国と比較すると1万円以上、山梨県と比較すると約2千円高くなっています。

受給者一人当たりの給付月額：在宅サービス



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

	笛吹市	甲府市	山梨市	甲州市	南アルプス	山梨県	全国
要支援1	431	481	784	727	343	527	1,625
要支援2	2,454	1,809	3,849	3,314	926	2,190	3,588
要介護1	16,065	15,772	19,989	15,619	21,705	18,329	23,954
要介護2	32,032	35,191	29,738	31,076	36,566	33,748	28,652
要介護3	39,387	41,131	37,633	33,098	38,184	37,183	24,645
要介護4	21,521	25,365	18,198	20,462	21,679	22,463	19,678
要介護5	15,178	16,688	10,524	11,217	15,288	14,475	15,150
合計(円)	127,068	136,437	120,715	115,513	134,691	128,915	117,292

(3) アンケート調査結果

「笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(令和3年度～令和5年度)を策定するにあたり、高齢者が必要とする支援の内容や生活状況の実態等を把握し、地域の高齢者等の課題の明確化と意見の把握を目的に、調査を実施しました。

【 調査方法 】

①調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：笛吹市内に在住する65歳以上の方（無作為抽出）
 （介護予防・日常生活支援総合事業の対象者、要支援認定者を含む）
 在宅介護実態調査：笛吹市内に在住する在宅で要介護認定を受けている方（無作為抽出）

②調査期間

令和2年2月6日～令和2年2月25日

③調査方法

郵送配付・郵送回収

【 回収結果 】

	配付数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,500件	1,649件	66.0%
在宅介護実態調査	1,000件	467件	46.7%

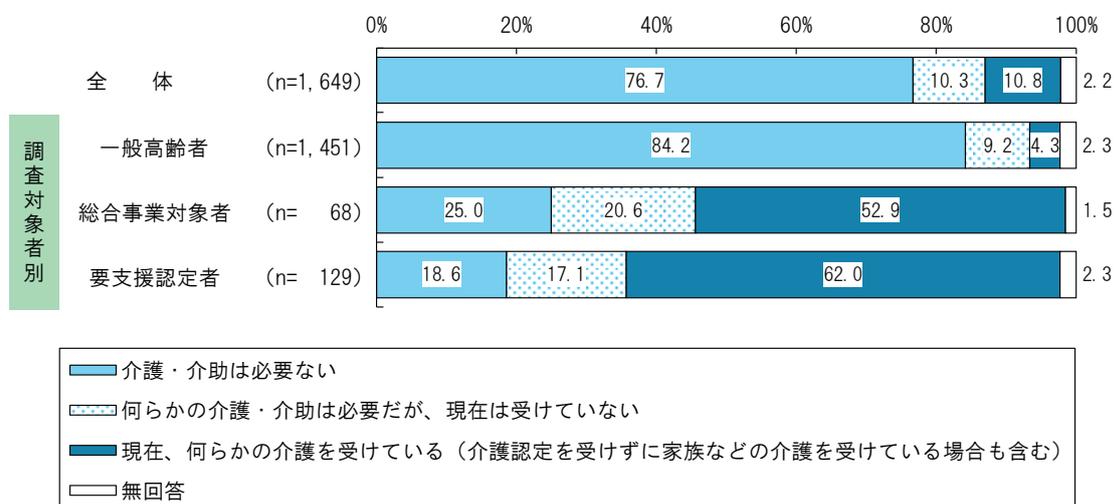
【 調査結果参照の際の注意点 】

- ・図表中の「n」は、回答総数（number）を示しています。
- ・すべての集計は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、回答比率を合計しても、100%にならない場合があります。
- ・回答比率（%）は、その設問の回答者数を基数（n）として算出しているため、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える場合があります。
- ・スペースの関係上、一部設問や選択肢を省略しています。

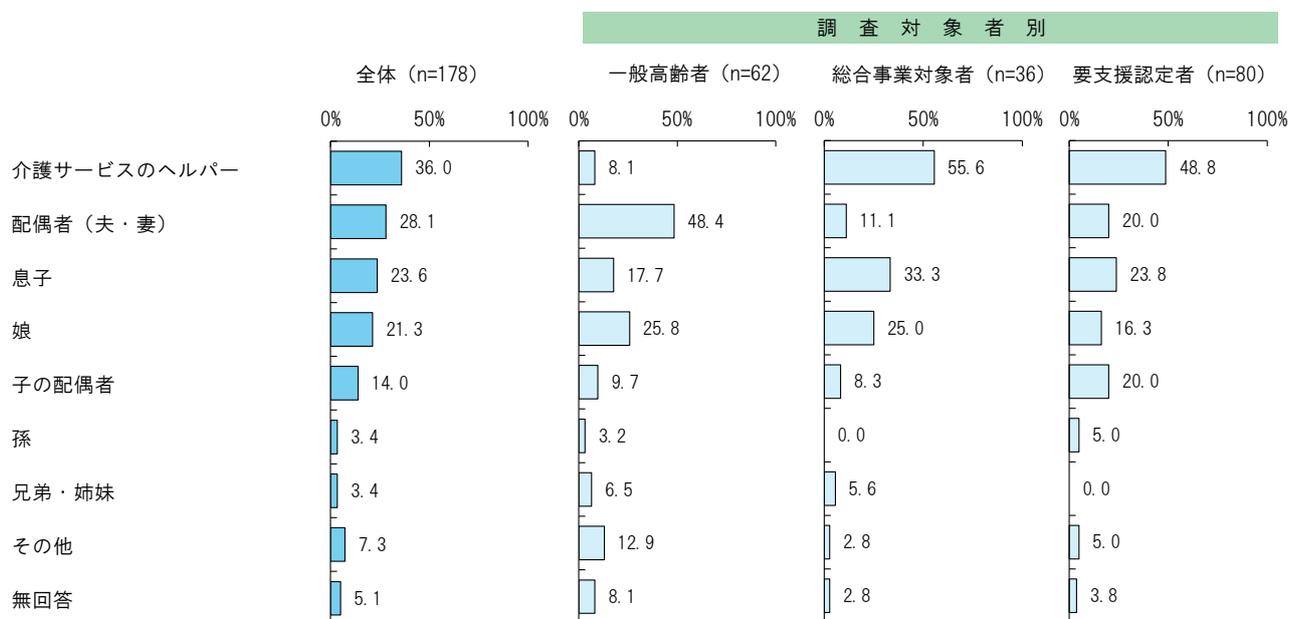
① 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査

◆ 高齢者の介護に関する状況

【普段の生活で介護が必要か】

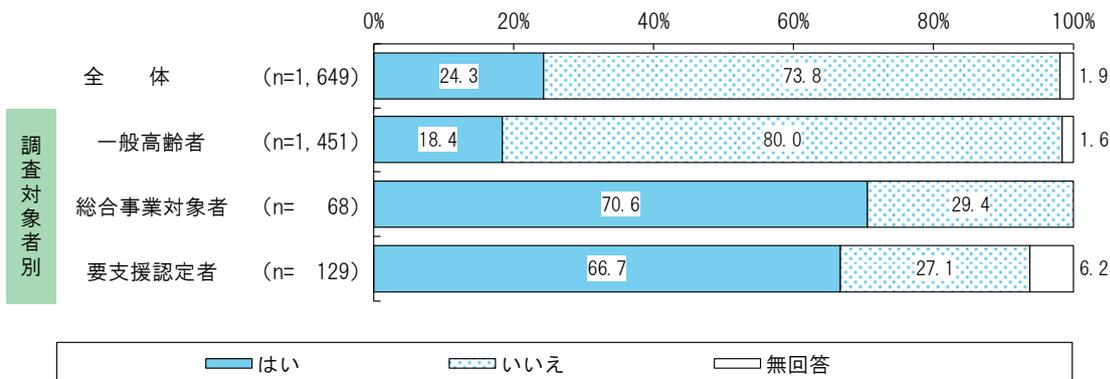


【誰から介護を受けているか】

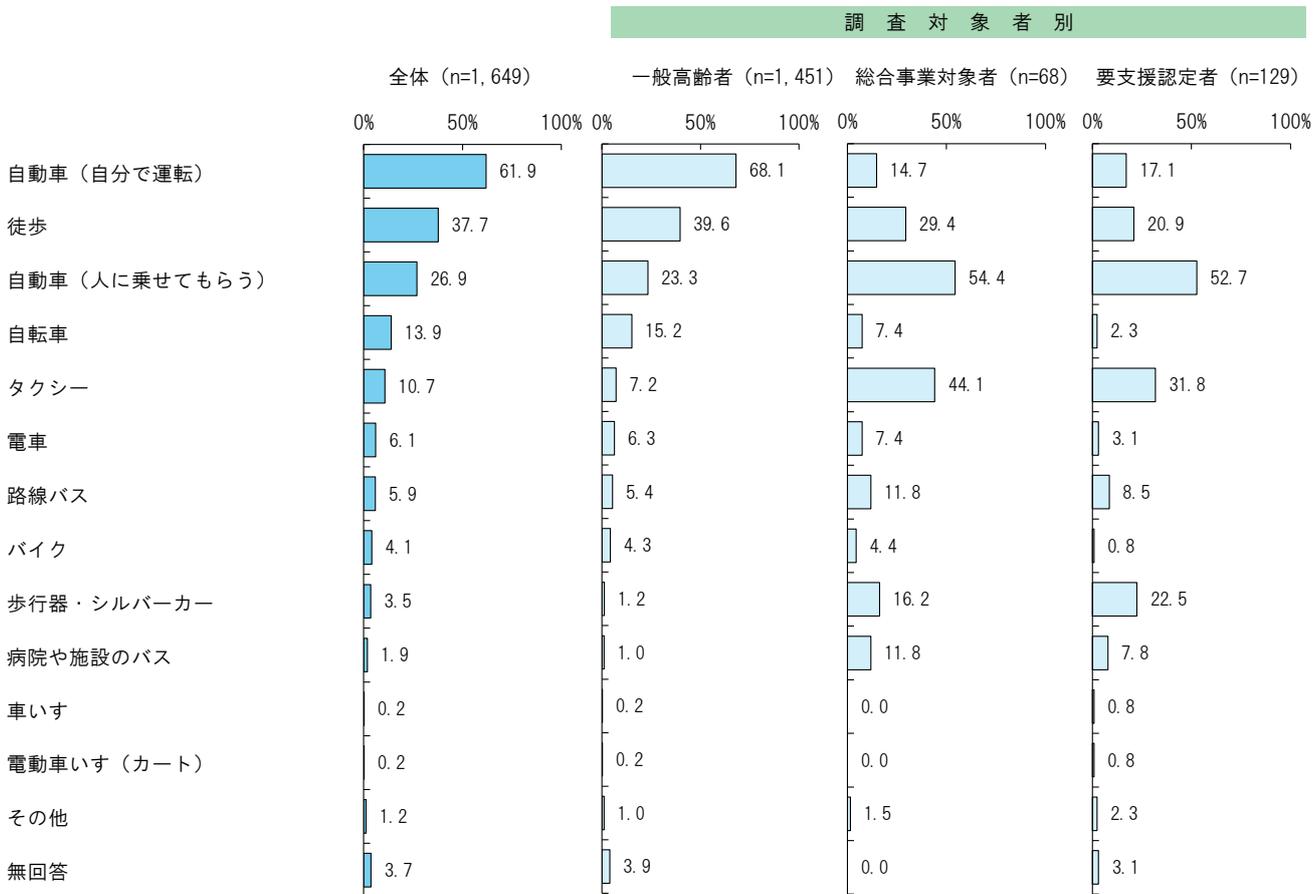


◆ 高齢者の身体に関する状況

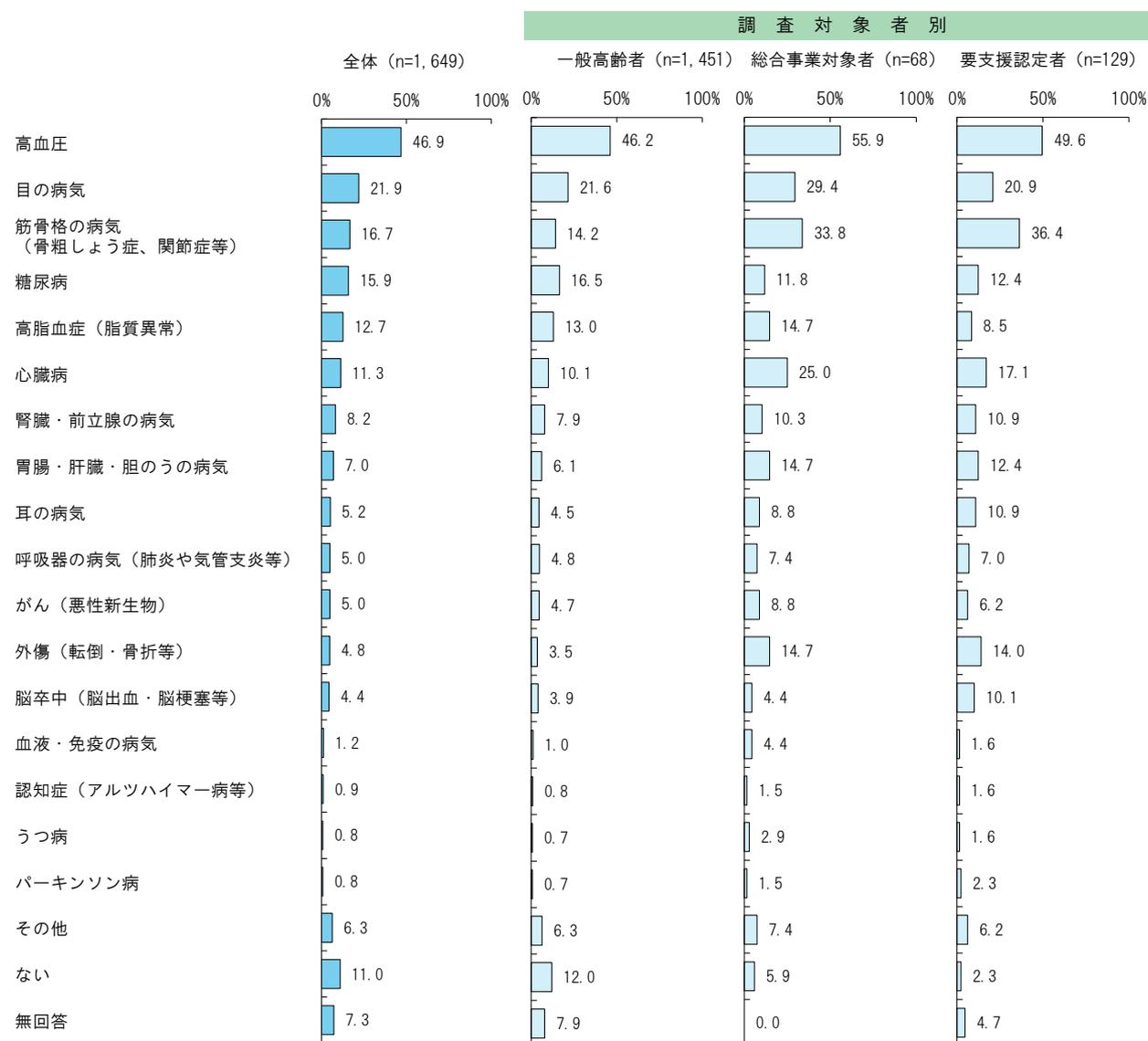
【外出を控えているか】



【外出する際の移動手段】

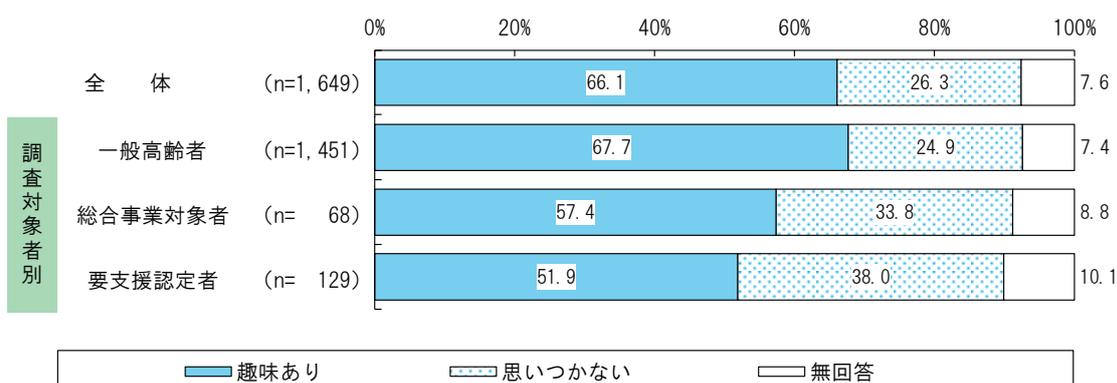


【現在治療中、または後遺症のある病気】

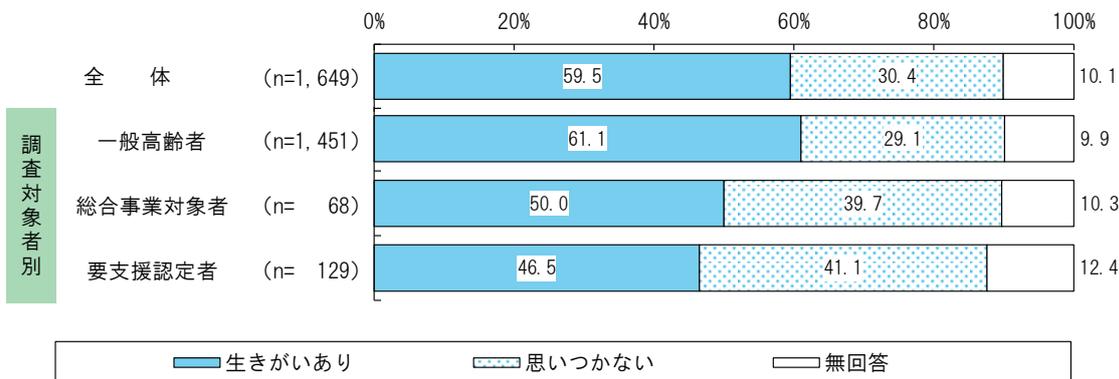


◆ 地域での生活に関する状況

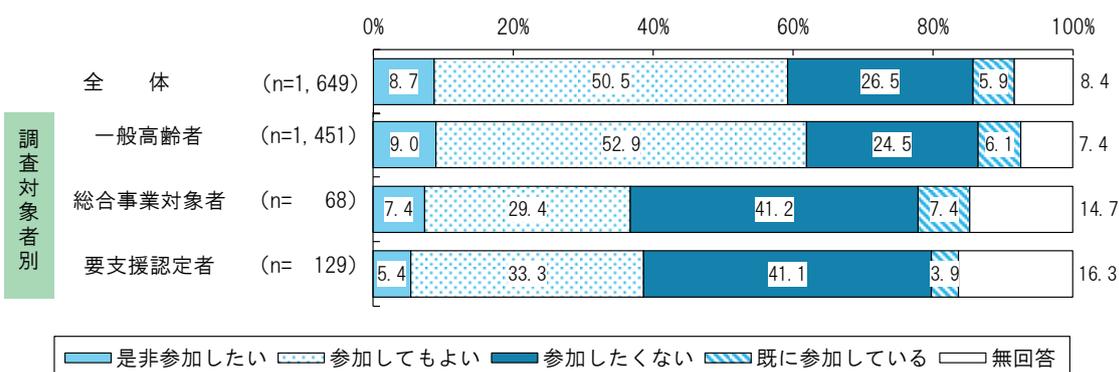
【趣味の有無】



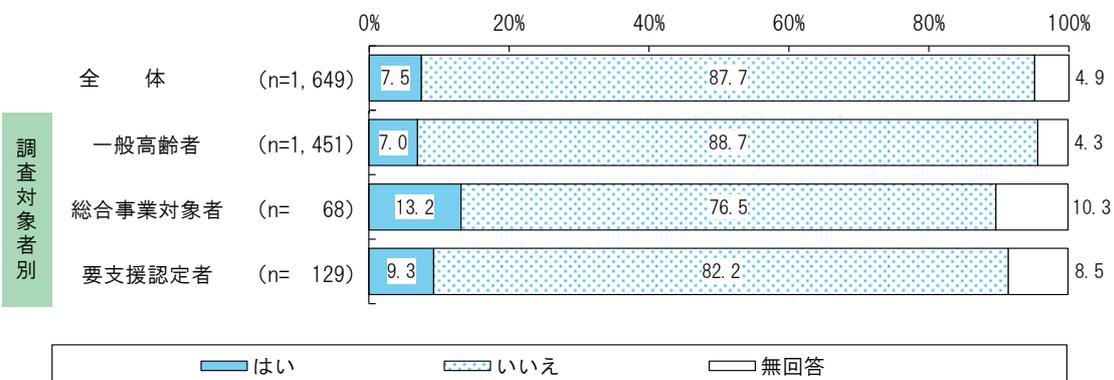
【生きがいの有無】

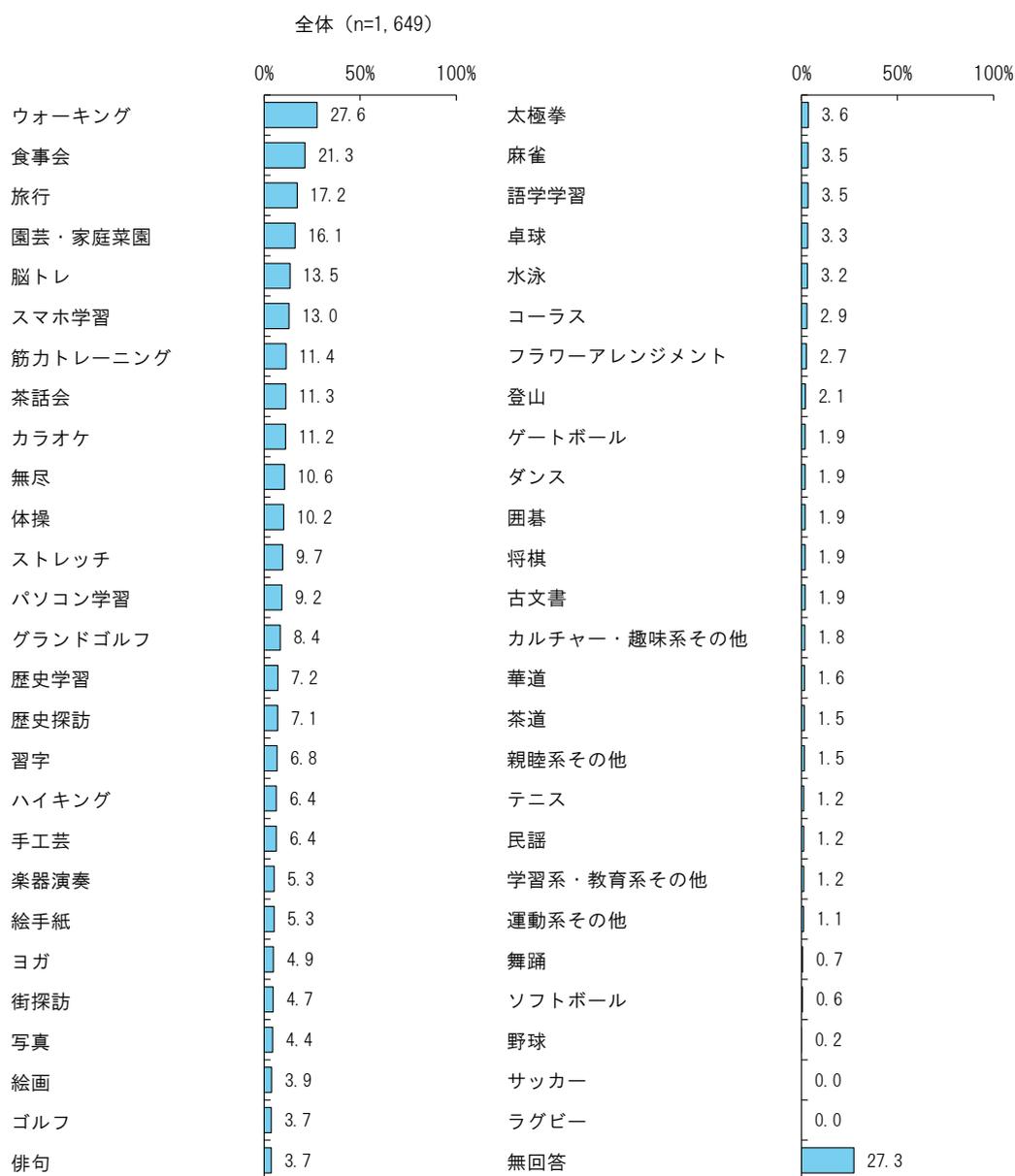


【地域づくり活動への参加意向】



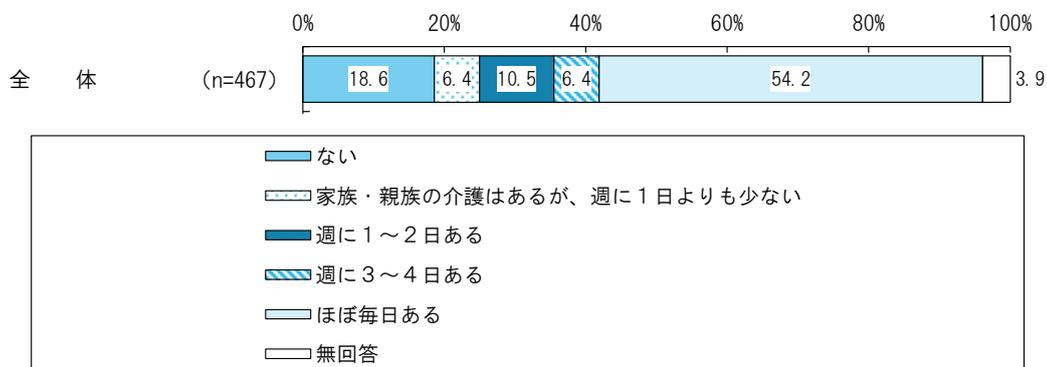
◆ 本人もしくは家族に認知症の症状があるか



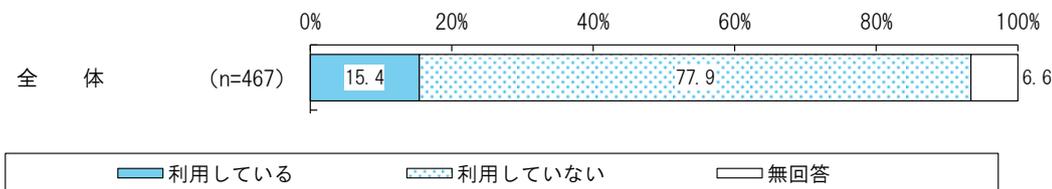
◆ これからやってみたい活動

② 在宅介護実態調査

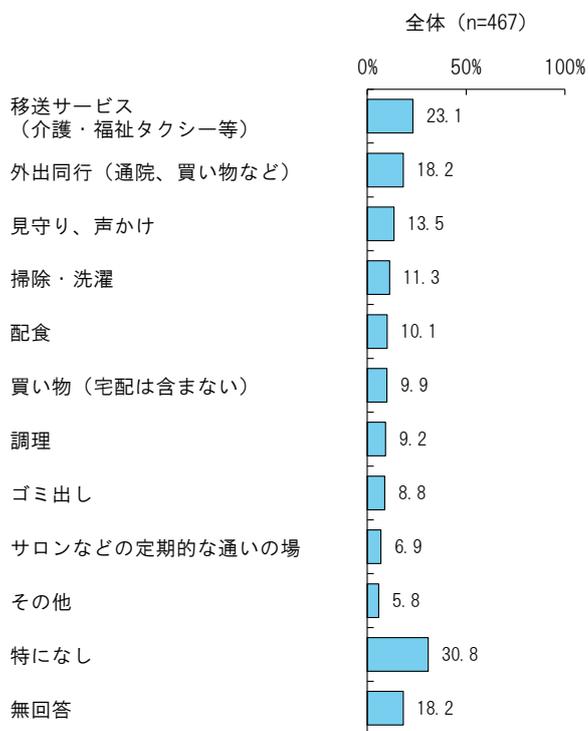
◆ 家族や親族からの介護の頻度



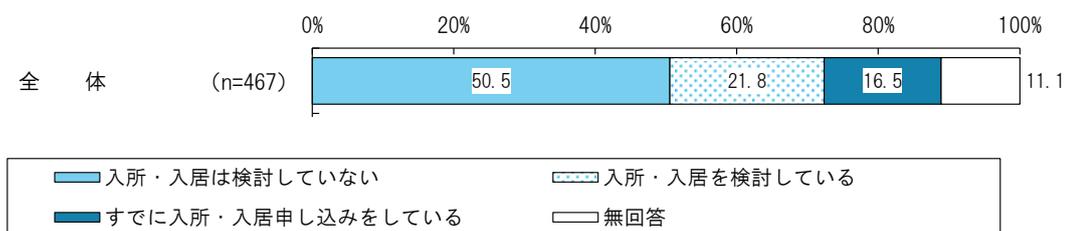
◆ 訪問診療の利用状況



◆ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

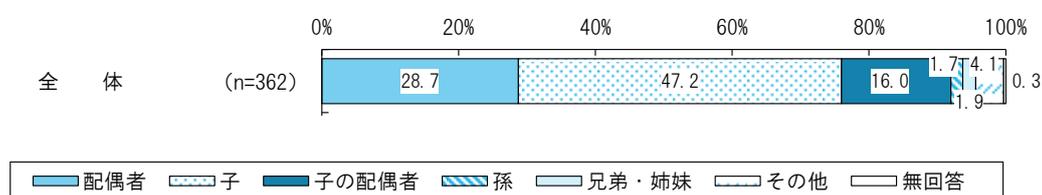


◆ 施設等への入所・入居の検討状況

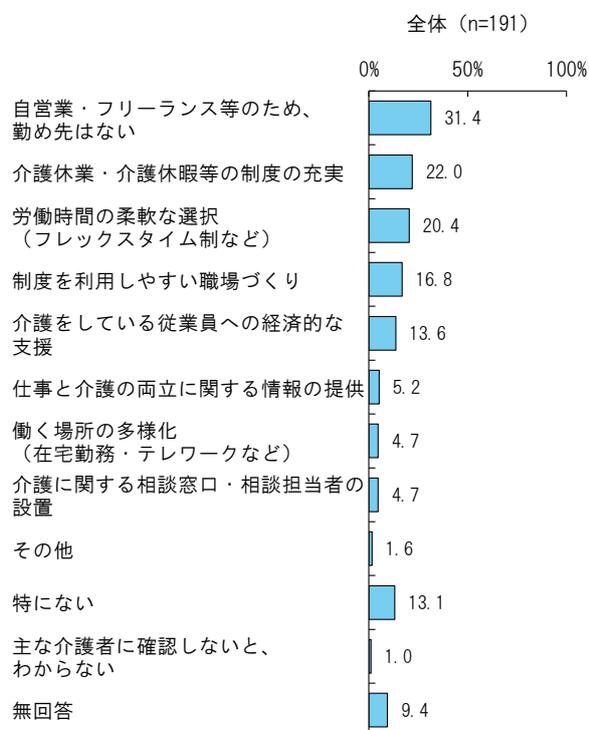


◆ 介護者の状況

【主な介護者】



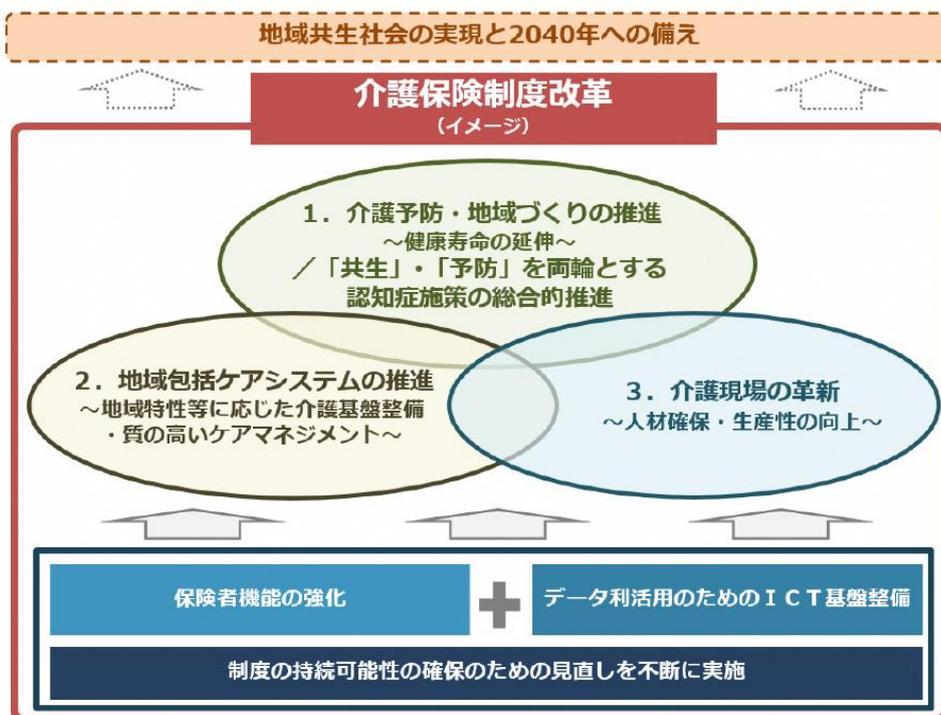
【仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援】



2 介護保険制度見直しの概要

国の社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）では、3つの方針と、それを推進するために重要な取り組みを介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

【参考：介護保険制度改革の全体像】



資料：社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）資料）

全国介護保険担当課長会議（令和2年7月31日）で、重要な取り組み等に関して以下の提示がされました。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025年、2040年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される
- ・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要
- ・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要

2 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みが進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている

5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策を進める

認知症施策推進大綱の5つの柱

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

- ・2025年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要
- ・日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要
- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えを行うことが重要

3 笛吹市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画 諮問、答申

令和2年8月25日

笛吹市介護保険運営協議会会長 殿

笛吹市長 山下 政樹

笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の審議について（諮問）

介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画を定めるにあたり、笛吹市介護保険運営協議会規則第5条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

- 1 笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に関する事
- 2 第8期介護保険料の料率に関する事
- 3 その他計画策定に関する重要事項について

答申

4 笛吹市介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和5年3月31日

(順不同、敬称略)

分野	団体名・役職	氏名	備考
被保険者を代表する委員	笛吹市連合区長会理事	芦澤 道德	副委員長
	笛吹市シニアクラブ連合会副会長	中村 善次	
	笛吹市シニアクラブ連合会副会長	近藤 美津子	
介護保険関係組織団体を代表する委員	笛吹市医師会代表	佐藤 吉沖	
	笛吹地区歯科医師会代表	雨宮 孝徳	
	笛吹地区介護老人福祉施設代表	須田 昇	
	笛吹市介護保険事業者連絡会会長	荻野 健	
	笛吹市社会福祉協議会理事	荻野 陽子	
公益を代表する団体	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	竹内 稔	委員長
	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	久保田人司	
	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	霜村 守久	
	笛吹市赤十字奉仕団委員長	武川美保子	
	笛吹市食生活改善推進会副会長	井原 和美	
合計		13人	

5 計画の策定経過

日付	項目	内容
令和2年2月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護調査	<p>■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 【対象】65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者 2,500人を無作為抽出 【調査方法】郵送配布・郵送回収 【有効回収率】66.0%</p> <p>■在宅介護実態調査 【対象】在宅要介護認定者 1,000人を無作為抽出 【調査方法】郵送配布・郵送回収 【有効回収率】46.7%</p>
7月31日	第1回庁内会議	<p>(1) 介護保険事業進捗状況について (2) 平成31年度・令和2年度介護保険特別会計について (3) 笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について</p>
8月25日	第1回介護保険運営協議会	<p>市長より計画について諮問 (1) 介護保険事業進捗状況について (2) 平成31年度・令和2年度介護保険特別会計について (3) 笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について</p>
9月11日	第2回庁内会議	課題整理と新計画重点施策について
10月13日	第2回介護保険運営協議会	笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について
10月28日	第3回庁内会議	<p>(1) サービス見込量について (2) 介護保険料算定について</p>
12月7日	第3回介護保険運営協議会	<p>(1) サービス見込量について (2) 介護保険料算定について</p>
12月14日	第2回地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営に関する委員会	(1) 事業計画(案)について
12月25日	第4回庁内会議	(1) 事業計画(案)について
令和3年 1月18日	第4回介護保険運営協議会	<p>(1) 事業計画(案)について (2) 答申について</p>
1月22日 ～2月5日	パブリックコメント	市ホームページ及び市役所窓口等で計画案を公開し、意見を募集
2月10日		介護保険運営協議会長より市長へ答申

ふえふきいきいきプラン

(笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)

令和3年3月

発行：笛吹市 保健福祉部 長寿介護課

〒406-0031

山梨県笛吹市石和町市部 800 (保健福祉館内)

電話 055-261-1903 (長寿介護課)

FAX 055-262-1318